

# 第12回 建築行政共用データベースシステム 連絡協議会総会 資料

1 日 時 平成25年4月26日(金) 15:50~17:00

2 場 所 明治記念館 蓬莱の間

3 次 第

(1) 開 会

(2) 国土交通省挨拶

(3) 会長挨拶

(4) 議事

① 前回議事録の確認

② 付議事項

議案 連絡協議会役員選任の件

③ 報告事項

企画改善部会検討結果報告

I C B Aからの報告

(5) その他

4 配付資料

【資料1】 前回総会議事録(案) ..... p.3

【資料2】 議案 連絡協議会役員選任の件 ..... p.7

【資料3】 企画改善部会検討結果報告 ..... p.13

1. 台帳・帳簿登録閲覧システム ..... p.15

2. 通知・報告配信システム ..... p.30

3. 平成25年度のスケジュール ..... p.35

【資料4】 I C B Aからの報告事項 ..... p.37

1. 運用状況等 ..... p.39

2. 利用料について ..... p.57

3. その他 ..... p.61

【参考】 連絡協議会入会状況 ..... p.77



## 第 11 回 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 総会 議事録 (案)

日 時 平成 24 年 4 月 27 日 (金) 15:50~17:00  
場 所 明治記念館 蓬莱の間

## 資 料

前回総会議事録 (案)  
議案 連絡協議会会則改正の件  
企画改善部会検討結果報告  
I C B A からの報告事項  
連絡協議会役員一覧、会員一覧

出 席 者 連絡協議会会員

## 1. 開会

事務局棟から、現在の会員団体総数 4 4 7 団体、定足数 2 2 4 団体に対して、出席団体数 1 2 3 団体、委任状提出が 1 6 9 団体、合計 2 9 2 団体となり本総会が有効に成立していることが報告された。

## 2. 事務局挨拶 (I C B A 松野理事長)

建築行政共用データベースシステムは、本稼働後 3 年目に入った。その間、利用者からの直接のご意見やご指導のほか、企画改善部会での検討等も踏まえてシステムの改善を進めてきた。

建築士システムについては、すべての建築士法関係団体が利用中であり、昨年度も定期講習受講歴のチェックに対応した機能追加等、法令改正に合わせた改善を実施した。また、新たに登録機関の指定を受けた建築士会及び建築士事務所協会においても、指定時期に合わせて建築士システムを導入いただいている。厚くお礼申し上げます。

台帳システムについては、特定行政庁及び指定確認検査機関における V 7 ほと利用団体の約 7 割が移行し、今年度末までには V 7 ほと利用団体のほぼすべての移行が完了する予定である。

台帳システムと関連の深い通知・配信システムについては、昨年度も企画改善部会における試行運用など、一部特定行政庁及び指定確認検査機関の協力を得ながら普及策に努めているが、まだ充分普及したとは言い難い状況である。

一方、3 年目の今年度は、共用データベース普及促進のための利用料減額措置の最終年度である。減額措置で、不足する運営経費は I C B A が負担し、その間に十

分な普及促進を図り、4年目からは利用団体数に見合った利用料を再設定する予定であるが、通知・配信システムについては引き続き一層の普及促進が必要な状況である。

このような状況の中、私どもICBAとして、適切に機能改善を実施しつつ、利用料改訂のご理解を得て、かつ普及促進も講じていくという難題に取り組まなければならない重要な年度であると認識している。

この点について、国土交通省、都道府県及び特定行政庁のお力も賜りながら、財団を挙げて取り組んでまいりたい。

### 3. 国土交通省挨拶

共用DBの本格稼働から3年目に入り、その間、改正建築士法や建築確認手続きの運用改善についてもデータベースが活用されているところである。

台帳システムには既に1,000万件の建築物データが登録されていると聞いているが、今後はそれをどのように活用していくかが課題である。

一方、建築確認申請関連情報の電子化も進んでいくと考えられるが、この動きは確認検査機関が扱う物件から進んでいくと想定される。この電子情報は、建築行政事務においても電子情報のままで扱っていくことが事務の迅速化の観点から効果が高い。電子情報を共用DBと関連づける取り組みが企画改善部会で検討されていると聞いているが、関係者におかれては、電子化への対応準備も進めていただきたい。

建築士システムはすべての関係機関において導入済みであり、建築士、建築士事務所業務において概ねフル活用されていると認識している。また、登録事務以外に掲示板システムを活用し監督指導関係の情報共有も行われている。

改正建築士法に基づく定期講習の受講履歴については、建築確認申請書にある建築士について申請窓口でチェックするようにしたいと考えている。未受講で業務を行っている者があれば、建築主や監督権限のある建築士事務所に申請窓口からお知らせすることにより、建築士に定期講習をきちんと受けていただく。これを、来年1月を目処に実施したいと考えているが、共用DBの活用により、効率的に確認できると考えている。

共用DBの導入に関しては、特定行政庁で5割弱、指定機関では2割弱程度と聞いている。データベースシステムのデータは有効に利用されていないとシステム自体の評価も得られにくい。建築士定期講習の受講状況チェックも登録情報にオンラインでアクセスできることをもって効率的になると考える。このようなことから、未導入機関への導入促進は重要であり、データベースシステムの意義に関わる課題である。いろいろ難題もあるかと思うが、連絡協議会から提案をしていただき、出来ることは試行的に進めていただき、現実的な方策が見いだせればと思う。

#### 4. 会長挨拶

共用 DB の稼働から 3 年目に入り、利用団体も 200 を超え、全国の建築行政におけるシステムの役割は益々大きくなっている状況である。

今年度の企画改善部会では、各サブシステムの機能改善、運用方法を整理してきたが、課題は多く残っているということであり、ICBA においては利用者の要望に適切に対応されるようお願いしたい。

建築士・事務所登録閲覧システムについても非常に有用なツールであると認識している。都道府県、特定行政庁はもとより指定確認検査機関、建築士法関係団体からも積極的にシステム改善に向けてのご意見を賜りたい。

#### 5. 議 事

##### (1) 前回議事録の確認

説明は省略。気づきがあれば事務局までお知らせいただくこととする。

##### (2) 付議事項 連絡協議会会則改正の件

連絡協議会会則改正の趣旨について事務局 坂田より説明され、決議の結果原案どおり決定した。

##### (3) 報告事項

###### ①企画改善部会検討結果報告

企画改善部会検討結果 中間報告について、事務局 坂田より説明された。

###### ②ICBAからの報告

ICBAからの報告について、ICBA 鳥居、久保、左海より説明された。

#### 【質疑・意見】

平成 22 年度から共用 DB を利用している。不具合については概ね良くなってきているがこの 2 年間我慢しながら使ってきた現状である。

今、最も職員が使っていくうえで問題になっているのはつながらないということである。先の事務局説明によれば、その原因は検査率算定や督促状であるとのことだが、これが本当であれば原因判明から一年近く経っている。対応が遅いのではないかと。事務職員の我慢も限界なので早急に対応していただきたい。(広島県様)

→検査率については統計処理と同様、リアルタイム処理で優先処理している。大きな問題だと認識してから負荷の低減をやってきたがどうしても改善しなかった。そのため、負荷分散サーバーを別にして統計処理をさせる方法を検討して

いる。今夏を目処に対応予定。(事務局)

要望は随時させてもらっているが、優先度が上がらないといつまでたっても改修されない。現場としては必要なものを要望しているので早くやっていただきたい。  
(奈良県)

→今年度の改修も予算化し、その中で出来る限り取り組んでいく。(事務局)

指定確認検査機関の利用率が低いがパッケージソフトなどで連携することは良いことだと思う。ほとんどの検査機関が利用することが理想だと思うが、通知・報告配信システムについて民間機関の導入メリットがないのではないか。(品川区)

→研究の途中であるが、申請そのものを電子申請で受け取れるようなこと、処分が終わった後に設計図書も含めて電子で長期保存できる仕組みを検討中。(事務局)

#### (4) 閉会

次回総会は来年4月を予定。

以上

議案

## 連絡協議会役員選任の件

【H25-H26 年度役員案】

建築行政共用データベースシステム連絡協議会

役員一覧

会長	東京都都市整備局市街地建築部長	上野 雄一
副会長	大阪府住宅まちづくり部技監	横小路敏弘
理事	北海道建設部住宅局建築指導課長	平向 邦夫
	宮城県土木部建築宅地課長	千葉 晃司
	神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課長	中澤 一夫
	岐阜県都市建築部建築指導課長	篠田 圭司
	愛知県建設部建築担当局建築指導課長	日比野好幸
	兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長	山口 一郎
	広島県土木局建築課長	山部 浩和
	高知県土木部建築指導課長	岡崎 雅行
	福岡県建築都市部建築指導課長	石塚 康弘
	横浜市建築局指導部建築企画課長	脇出 一郎
	大阪市都市計画局建築指導部建築確認課長	江山 雅己
	北九州市建築都市局指導部建築審査課長	田村 孝
	(一財)日本建築センター理事	鈴木 孝明
	(一財)日本建築総合試験所常務理事	土井 清
	日本 E R I (株) 取締役会長	鈴木 崇英
	ビューローベリタスジャパン(株)執行役員	川越 茂幸
オブザーバー	建築検査機構(株)代表取締役	星野 寛
	国土交通省住宅局建築指導課長	井上 勝徳
	国土交通省住宅局市街地建築課長	杉藤 崇
	国土交通省関東地方整備局建政部長	上野 賢一
	国土交通省近畿地方整備局建政部長	山田 俊哉



## 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 会則

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、建築行政共用データベースシステム連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）の利用者及び利用予定者相互の情報交換及び意見収集の場を確立するとともに、この場を通じて共用DBの運営主体である一般財団法人建築行政情報センターとの情報共有を図り、もって共用DBの永続的な改善と普及に資することを目的とする。

(活 動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 共用DBに関する情報提供
- 二 共用DBに対する意見及び要望の取りまとめ
- 三 その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(会員の資格)

第4条 会員は、次に掲げる者とする。

- 一 国土交通省
- 二 都道府県
- 三 建築主事を置く市町村及び特別区
- 四 指定確認検査機関
- 五 建築士法関係機関
- 六 その他、本会が必要と認める者

(会員の権利)

第5条 会員の権利は、次のとおりとする。

- 一 会員は、役員を選任権並びに総会の議決権を1団体につき1有する。  
なお、選任権及び議決権は団体の代表が行使することができる。
- 二 会員は、会議及び本会が主催する活動に参加することができる。

## 第 2 章 役 員

(役員の種類及び選任)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 理事 10名以上20名以下
2. 理事は、総会において選任する。
3. 会長及び副会長は、理事のうちから総会において選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

3 会長、副会長及び理事は、理事会を組織し、会則及び総会の議決に基づき、本会の活動を行う。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員のため就任した役員任期は、在任者の残任期間と同一とする。

3 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

### 第 3 章 会 議

(会議)

第9条 会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第10条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、次の事項を議決する。

一 共用DB運用の基本的事項に関する提案

二 会則の改正

三 その他本会の運営に関する事

(理事会)

第11条 理事会は、役員をもって構成する。

2 理事会は、次の事項を決定する。

一 総会に付議すべき事項

二 総会で決定した事項の執行に関する事

三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事

3 理事会は、本会の活動を効率的に実施するため、部会を置くことができる。

(会議の招集、開催)

第12条 会議は、会長が招集する。

2 総会は、原則として毎年度1回開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めるとき開催する。

(議長)

第13条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第14条 会議は、総会にあつては会員、理事会にあつては役員2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(議決)

第15条 議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

2 前項において賛否同数のときは、議長がこれを決する。

(代理表決等)

第 16 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、会長又は他の会  
員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前  
2 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

#### 第 4 章 事 務 局

(事務局)

第 17 条 協議会の事務を処理するため、一般財団法人建築行政情報センター  
に事務局を置く。

2 本会の運営経費は、事務局が負担する。

#### 第 5 章 雑 則

(細 則)

第 18 条 この会則の施行に関して必要な事項は、理事会の決定を得て別に定  
める。

(附 則)

この会則は、平成 19 年 7 月 26 日から施行する。

(附 則)

第 1 条 平成 22 年度に限り、会則第 8 条第 1 項の規定による役員の任期は、  
1 年とする。

第 2 条 この会則は、平成 22 年 11 月 12 日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成 24 年 4 月 27 日から施行する。



## 企画改善部会 検討結果報告

### 企画改善部会について

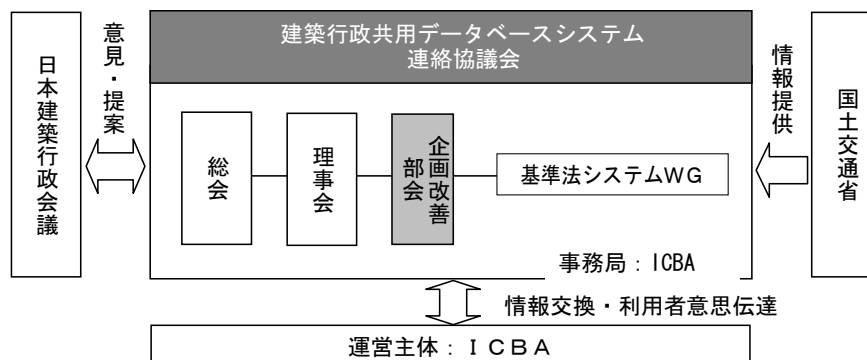
1. 各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理  
(台帳・帳簿登録閲覧システム)
2. 通知・報告配信システム促進に向けた意見集約
3. 来年度のスケジュール

建築行政共用データベースシステム連絡協議会  
企画改善部会

## 企画改善部会について

### (1) 設置趣旨

システムの品質向上と利用者の利便性向上を目的として、実際の利用者が主体となって情報交換及び意見収集を行い、運営主体であるICBAに利用者の意思を伝達する。なお、情報交換及び意見収集等による課題検討を機動的に実施するため、部会のもとに「基準法システムWG」を設置した。



### (2) 企画改善部会及びWGの役割

	企画改善部会 ＜WGの意見集約・各取組の方針整理＞	基準法システムWG ＜要望事項及び各種取組に向けた意見交換＞
システム改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理</li> <li>・台帳・帳簿登録閲覧システム</li> <li>・建築士・事務所登録閲覧システム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇台帳・帳簿登録閲覧システム</li> <li>・要望事項に対する意見交換及び追加要望</li> <li>・優先度の考え方に対する意見等</li> </ul>
システム運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇通知・報告配信S促進に向けた意見集約</li> <li>・取り組むべき項目の整理</li> <li>◇標準様式、電子報告等</li> <li>・利用者のニーズ・シーズの収集、集約 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇通知・報告配信Sの促進に向けた検討</li> <li>・効率的な取組に向けた意見交換</li> <li>◇様式標準化の対象項目一覧</li> <li>・標準化に向けた意見交換・検討 等</li> </ul>

平成24年度は、上記のうち太字部分を実施した。

### (3) 企画改善部会の構成

茨城県（部会長）、大阪府（副部会長）、神奈川県、さいたま市  
日本ERI株式会社、ビューローベリタスジャパン株式会社  
※国土交通省もオブザーバとして参加。

### (4) 開催経過

企画改善部会（計2回）： H24.09.27, H25.03.21  
基準法システムWG（計3回）： H24.10.04（大阪府）、H24.12.07（大阪府）  
H25.02.25（茨城県）

## 1. 各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理 (台帳・帳簿登録閲覧システム)

### (1) 趣旨

平成24年度は、昨年度に引き続き、現場における運用状況やその後の改善経過も踏まえ、改善要望内容について優先順位とともに検討し、今後の改善実施検討の基礎資料とすることを目的とする。

### (2) 検討方法

I C B Aにて整理された改善要望事項について、基準法システムWGで議論し、優先順位を付した。基本的な考え方は次のとおり。

#### ①重要度レベル

工数並びに利用頻度、汎用性及び代替措置の有無等を勘案し、重要度レベルをその高い順にA、B、Cの3つに区分した。

#### ②改修工数

改修の所要期間の目安として、改修工数をI C B Aに照会し、次のとおり区分した。

所要1カ月程度 : 改修費100万円程度  
所要1～2カ月程度 : 改修費100～200万円程度  
所要3カ月程度以上 : 改修費300万円程度以上

### (3) まとめ

以上を踏まえ、改修優先度を表1-1のとおりとりまとめた。

但し、システムの普及に伴い、新たな要望が出ることも予想されるため、システム改善の検討は今後も引き続き行う必要がある。

表1-1 台帳システムに関する改修要望項目の優先度及びその対応

※備考欄はI C B Aにて追記

優先順位	項目	概要	重要度 レベル	改修工数	備考※
1	入力支援	建築主事等は、建築主事ではないため、担当者から選ばせるか、建築主事等のマスタを別途設けること。	A	1ヵ月程度	25年度改修予定
2	マスタ	「ほくと」のように設計者や施工者等を事前に登録しておいて呼び出せるマスタがほしい。	A	3ヵ月程度以上	25年度改修予定
3	帳票 EXCEL 出力	許可証の EXCEL 出力。	A	0.5ヵ月程度	25年度改修予定
4	自動発番	消防同意、通知・適判事前通知・依頼書、不適合通知の自動発番。	A	1～2ヵ月程度	25年度改修予定
5	クリアボタン	申請書入力画面で「入力内容の登録」と「入力内容のクリア」の位置が近いので、誤ってクリアを押してしまうと、再度入力し直しになってしまう。	A	1ヵ月程度	25年度改修予定
6	配信データ	指定確認検査機関からの配信データで、同じデータが配信された場合は上書きをするようにしてほしい。	A	3ヵ月程度以上	
7	許可申請、認定申請の自動採番	許可、認定の自動採番ができるようにしてほしい。	A	1ヵ月程度	
8	申請書の変更年月日の編集	「最新の申請書を編集」を登録すると変更年月日に入力日がデフォルトで入ってしまう。編集が出来るようにしてほしい。	A	1ヵ月程度	
9	報告	報告物件（紙・配信共）で、決裁済のものは後から編集ができない。	A	1ヵ月程度	
10	引受通知書	・引受通知書への受付番号追加 ・確認引受通知書・計画変更引受通知書の「天空率」を、デフォルト「なし」設定	A	1～2ヵ月程度	
11	(帳簿) CSV 出力	一括印刷の機能において、出力帳票の「消防通知書」等該当月で100件を超えるとCSVデータが100件までしか出力されないのでは全て出力されるよう改善してほしい。	A	1ヵ月程度	
12	進達	進達後に受領票、消防同意を出力できるようにしてほしい。	A	0.5ヵ月程度	
13	受理通知データ	(帳簿) 受理通知データ出力後、詳細入力に移行すると、受理通知データが再出力できない。	A	1ヵ月程度	
14	構造に枠組み壁工法の追加	第3面 構造に木造（枠組み壁工法）を追加。	A	1ヵ月程度	
15	完了検査	(帳簿) 「検査済証の発行」画面で、計画変更の有無に関わらず「天空率適用」欄が反映されない。受付時に紐付け処理をしても駄目。	A	0.5ヵ月程度	
16	基本統計	(帳簿) 前年度受付分が計上されないのでは、できるようにしてほしい。	A	1ヵ月程度	
17	入力	計画変更確認申請、完了検査申請で、元確認データをコピーしても、建築主住所は反映されない。	A	0.5ヵ月程度	
18	工事完了届	自動採番できるようにしてほしい。	A	1ヵ月程度	
19	報告書	報告書に入力した建築主名を、申請書の一面にも反映させてほしい。(二面の建築主名には反映されている)。	A	1ヵ月程度	



優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
20	データ抽出	決裁日と確認番号が一度に出力できるようにしてほしい（申請書）。	A	1ヵ月程度	
21	データ出力	市内における民間機関の確認物件で県所管分は市を経ずに県にデータが送信されており、市の台帳システムには登録されていない。	A	1ヵ月程度	
22	進達	進達データを進達後、エラーが出ると誰も修正できなくなるので、送る前にチェックしてほしい。または、やり直すことができればよい。 進達後、データ修正できなくなるため困っている。県からデータ送信要求が再度来た場合、進達データを再出力できない。	A	1ヵ月程度	
23	定期報告の データ抽出	定期報告のデータ抽出で、中間と完了が一緒に出るようにしてほしい。	A	1ヵ月程度	
24	検索	指定機関ごとの検索ができるようにしてほしい。	A	1ヵ月程度	
25	データ抽出	データ抽出機能の充実（消防署別・消防通知送付日別建築物概要データ出力）。	A	1ヵ月程度	
26	和暦入力	日付選択の西暦はなく和暦での表記。	A	2ヵ月程度	
27	許可・違反台 帳の整理番 号	許可申請と違反の台帳の整理番号が分けられないことが不便。	A	1ヵ月程度	
28	詳細画面に 元確認の地 名地番	計画変更で地名地番が変更された物件は、詳細画面の第1面には変更前の地名地番が表示されてしまう。	A	1ヵ月程度	
29	決定不可通 知の出力	決定不可通知の出力を、法定と任意の2種類に分けて欲しい。	A	1ヵ月程度	
30	マスタ	設計図書のマスタが欲しい。	A	1ヵ月程度	
31	定期報告	確認データとの紐付け作業を行っても、処分の概要書に定期報告データが反映されない不具合を解消してほしい。 →棟名称（第四面又は定期報告のために付けた棟名称）及び定期報告管理番号は出力するべきと思われる	A	1ヵ月程度	
32	定期報告	定期報告書もデータ抽出対象にしてほしい。	A	1ヵ月程度	
33	定期報告	建築士、建築士事務所の情報は、部分一致検索によりデータを呼び出し、それが入力できるようにしてほしい。	A	1ヵ月程度	
34	デフォルト 値	都市計画区域のデフォルト値を「市街化区域」にして欲しい。	A	0.5ヵ月程度	
35	データ抽出	受付年月日ではなく、処分年月日を対象として抽出して欲しい。	A	1ヵ月程度	
36	文字数	台帳システムで、検査引受通知書、検査報告書の入力画面の「確認済証交付者」欄の入力文字数を 現状の25文字から40文字に増やして欲しい。	A	1ヵ月程度	
37	データ抽出	確認等台帳情報に「建築主住所」「施工者名」「新築以外」についても抽出できるように。（新築以外とは、新築か新築以外としか出ないので、増築・改築・移転・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替と出力できるようにすること）。	A	1ヵ月程度	

優先順位	項目	概要	重要度 レベル	改修工数	備考※
38	新申プロ	データ取得が翌日ではなく、当日にできるように（受付番号が前後してしまう）。	A	0.5ヵ月程度	
39	変更届の日付	システム日付になってしまい、変更ができない。	A	0.5ヵ月程度	
40	入力支援	第4面、5面の用途区分が複数あるとき、2つ目の用途は選択肢から選べず、手入力するしかなくなる。（Ctrl キーで複数選択できるような改修が必要）	A	0.5ヵ月程度	
41	コピー機能	確認から中間・完了にコピーしたとき、構造一級、設備一級のタグも作ってしまう。このため進達できない。	A	0.5ヵ月程度	
42	処分等の概要書	処分等の概要書に引受通知、決定不可は出さないように。	A	0.5ヵ月程度	
43	変更届	変更届の日付を変更できるように。	A	0.5ヵ月程度	
44	文字数制限（住所）	「用紙報告の概要入力」の住所での入力制限をなくしてほしい。（全角69文字制限）	A	0.5ヵ月程度	
45	建築主事マスタ	決定不可と確認済の建築主事名を別々に扱えない。手入力で訂正できればよい。	A	0.5ヵ月程度	
46	手数料欄	報告時に手数料欄はグレー・アウトしてほしい（誤って入力してしまうと困る）。	B	1ヵ月程度	
47	工事完了届	その他申請 工事完了届けは、建築確認申請（用途変更）に対する手続きであるので確認・検査の区分とするべき。	B	2ヵ月程度	
48	入力支援（マスタ）	設計事務所、施工者、報告元、確認検査員氏名などをマスタとしてシステムに登録したい。	B	1～2ヵ月程度	
49	日付自動入力	日付入力で当日日付が自動で入力されるように。	B	1～2ヵ月程度	
50	一括出力	消防通知の一括出力で、昇降機のみ一括で出力することができない。	B	1ヵ月程度	
51	番号発番	・決定不可の通知の番号発番において一般と計画通知が分かれていない。 ・「決定不可の通知」と「検査済証を発行できない旨の通知」と「合格証を発行できない旨の通知」が全て一緒の通し番号になっている。「V7ほくと」では分かれていた	B	1ヵ月程度	
52	中間、完了未紐付けの検索	紐付いていないものだけを検索したい。	B	1ヵ月程度	
53	データ抽出	これまで行ってきた「サンプル調査」、「四半期報告」、「市政報告」が行えるための抽出設定をお願いしたい。 ※条件設定における「申請内容」の「確認等台帳情報」と「確認申請」にまたがる情報から選択する必要があるが、それができない（例えば、「建物用途別に新築、増築の床面積を集計したい」等）。	B	1～2ヵ月程度	
54	その他申請へのコピー機能	その他申請へ、確認申請からコピーできない。	B	1～2ヵ月程度	
55	許可・認定の印刷	CSV出力しかできないので、印刷できるようにしてほしい。	B	3ヵ月程度以上	
56	報告	中間検査データをコピーしても完了検査第三面に中間検査項目が反映されない。	B	1ヵ月程度	

優先順位	項目	概要	重要度 レベル	改修工数	備考※
57	確認済証	構造適判について「該当なし」と出力できないか。	B	1ヵ月程度	
58	処分番号 ・受付番号	番号を一致させると、処分番号=受付番号になってしまう。以下ほくとの例のように略称文字を使い分けつつ同じ番号にしてほしい。 H23 確申建築〇〇市 012345 H23 確認建築〇〇市 012345 と番号のみを一緒に。	B	1～2ヵ月程度	
59	ファイアー・フォックス対応	I E 9は互換モードがあるが、F Fについてはそろそろ見直しが必要と思われる ・建築主、設計者等について、追加者分の住所が郵便番号から展開されない ・付近見取図・配置図等の添付ファイル登録が表示できない (F i r e F o x 9)	B	1ヵ月程度	
60	建ぺい率計算	建ぺい率の計算で、(建築面積÷敷地面積) > 法定建ぺい率の加重平均値となったときに表示される台帳システムのエラーについて、角地 10%UPなのでエラーではない場合も「エラー」となってしまうため、入力担当者が困惑するケースがある。 10%緩和、20%緩和がある場合も考慮したエラー表記とすべき。	B	1ヵ月程度	
61	マスタ	第4面 建築設備の種類を選択項目をマスタで追加入力できるように。	B	1ヵ月程度	
62	複数選択	第4面 屋根・外壁・軒裏を選択項目を、建築設備のように(Ctl キー+Click)で複数選択可能に。	B	1ヵ月程度	
63	電子帳簿印刷	1. 受付年月日に無関係に確認済証交付を検索できるようにしてほしい 2. データ抽出のように検索条件の登録ができるようにしてほしい	B	1ヵ月程度	
64	入力	申請書第三面から第四面、第五面へのコピー機能を付けてほしい。	B	2ヵ月程度	
65	入力	許可・認定のマスタ登録機能を付けてほしい。	B	1ヵ月程度	
66	検索	地番、建築主氏名等、複数の条件を検索できるようにしてほしい。	B	3ヵ月程度	
67	決裁の削除	審査経過の「決裁」が管理者権限でも削除できない。	B	0.5ヵ月程度	
68	工事物件紐付け	計画変更と完了検査の処分が同じ場合、計変→完了の順に登録しても、物件詳細で申請書は上から「完了→計変」の順で表示され、報告書は上から「計変→完了」の順に表示される。	B	1ヵ月程度	
69	報告受付(配信)	配信受付した後、受付日を修正可能としてほしい。一括登録した場合はシステム日付が自動セットされてしまうが、実際の受付日が異なる場合に対応できないため。	B	1ヵ月程度	
70	受付番号の二重登録	同一受付番号の二重登録ができないことについて、「原則：できない」「例外：できる」ようにならないか。特に配信システム経由のデータを誤登録した場合、番号を戻して再登録時に誤登録データの削除を忘れてしまうと、報告台帳まで二重登録されてしまう。 →二重登録時に警告出してほしい。また、報告台帳の発番が変えられるようにしてほしい。	B	1ヵ月程度	

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
71	データ抽出	データ抽出で、基本統計等では、条件設定が難しいので、国等に報告するための条件（四半期毎の月別件数集計：全国共通と思われる）設定がしてあるものを用意して欲しい。	B	2ヵ月程度	
72	中間・完了の 検査済証	中間・完了の済証に、主要用途を入れて欲しい。	B	1ヵ月程度	
73	閲覧権限（帳 簿）	支部の物件を本部では閲覧だけで、修正はできないようにして欲しい。	B	1ヵ月程度	
74	概要書出力	確認・検査済証と処分等の概要書を同じタイミングで印刷するので、同じ画面で印刷できるように。	B	1ヵ月程度	
75	違反台帳の データ抽出 機能	違反台帳のデータ抽出機能がほしい。	B	1ヵ月程度	
76	処分履歴一 覧印刷機能	・ほくとであった機能、「処分履歴一覧印刷機能」を台帳Sでも実装してほしい ・確認～完了（取下げ、取止め）を一覧表示形式で一目でわかるようにしてほしい	B	2ヵ月程度	
77	定期報告	敷地の概要等、台帳から報告書に反映されない項目があるため、解消してください。	B	1ヵ月程度	
78	定期報告	入力項目（建築物・設備・昇降機）を選択した際、入力できなくなる項目については、グレーアウトする等、分かりやすくしてください。	B	1ヵ月程度	
79	添付ファイ ル登録	付近見取図・配置図等の添付ファイル登録を、入力（受付）画面から行いたい（報告物件の場合？）。	B	1ヵ月程度	
80	第5面入力	第5面の入力作業を簡便にしたい（階数ごとに「登録」を押すのは手間。表形式での入力のようにしてほしい）。	B	3ヵ月程度	
81	報告元機関 名	全国の機関名が出てしまうので（ア・イ・ウで分けてあるが）、地方毎に必要な機関名が出ればよい。	B	1ヵ月程度	
82	自動計算	台帳システムメインメニュー→受付→報告受付（用紙）から入って、「延べ面積」の部分（別添エクセルファイル参照）の『申請部分の面積』を入力した後、『合計の面積』も手入力しなければならず、自動計算されるようにならないものではないのでしょうか？ 『申請以外の部分の面積』を入れた場合も同様に自動計算されるようにならないものではないのでしょうか？	B	1ヵ月程度	
83	データ出力	年月日の形式をYYYYMMDDではなく、YYYY/MM/DD形式で出力してほしい。	B	0.5ヵ月程度	
84	施工者マス タ	一度入力したときに登録しておき、再度出すことができる機能（会社名・代表者名）がほしい。	B	1ヵ月程度	
85	審査終了表 示	検査済証を発行できない旨の通知を発行した場合、審査終了とすること（後日、発行できるような状態となれば、再び審査中に戻るように）。	B	1ヵ月程度	
86	施工者に反 映ボタンを	第二面の施工者にも反映ボタンがほしい。	B	1ヵ月程度	
87	消防通知	消防同意・通知も帳票出力できるようにしてほしい。 （EXCEL出力対応済だが一括印刷は未対応のため「未改修」の整理とした）	B	1ヵ月程度	

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
88	検査督促	検査率算定・督促状機能において、検索条件に特定工程工事終了予定日及び完了検査予定日を追加してほしい。また、出力ファイルはtxtでなくcsvとしてほしい。	C	3カ月程度以上	
89	入力順	第二面の入力について設計者等の入力において確認申請書の第2面と並びが異なるため入力がしにくい（確認申請書の第2面は郵便番号→所在地→電話番号の順番で記載されているが、システムでは電話番号→郵便番号→所在地になっているため）入力順番を建築計画概要書の順番で入力したほうがよいのではないか。	C	1カ月程度	
90	自動計算	延べ面積、建築面積、容積率、建ぺい率などを自動計算してほしい。	C	1～2カ月程度	
91	地名地番コード	「ほくと」と同様に地名地番コードを入力、データ出力できるようにしてほしい。	C	1～2カ月程度	
92	仮使用承認 通知書発行	仮使用承認通知書発行時に、発番がされない。また、名称が入力できない。	C	3カ月程度以上	
93	文書番号	期限通知等を発行する際、数度にわたるケースも考えられるため、文書番号に枝番をつけられるようできないか。	C	3カ月程度以上	
94	カレンダー 表示	カレンダーでは「月送り」や「月戻し」機能はあるものの、△印のためわかりにくい。わかりやすい表示にすることはできないか。	C	3カ月程度以上	
95	定期報告、1 6条報告	定期報告、16条報告を容易にできる機能を追加してほしい。	C	1～2カ月程度	
96	台帳記載事 項証明	「台帳記載事項証明」のCSVを、一括印刷機能のように、まとめて出せるようにしてほしい。	C	1カ月程度	
97	許可通知	許可通知の「用途地域」を分けたい。複数入力できるようにしてほしい。	C	1～2カ月程度	
98	報告書	民間の報告受付登録画面で、建築場所が全て入るように（現在最大69文字）。 民間の報告受付登録画面で、「建築主、設置者又は築造主名」の欄の入力文字数制限をなくしてください（現在最大35文字）。	C	1カ月程度	
99	(帳簿) 操作性	確認申請の申請データにおいて、「申請データ削除」のボタンを誤って押したら、取得した確認番号を含めて全て削除された。ワンクッションおくように改善してほしい。	C	1カ月程度	
100	検索・データ 抽出	用途・面積・用途地域・高さ等による検索、データ抽出。	C	0.5カ月程度	
101	紐付け(自動 処理)	配信システムを経由した指定確認検査機関からの報告について、紐付けが自動でできるよう要望。	C	3カ月程度以上	
102	フリガナ自 動入力	第2面 建築士・建築物名称のフリガナ自動入力。	C	2カ月程度	
103	内部審査の 審査結果	申請詳細 入力・編集の内部審査の審査結果を「未審査」からではなく「完了」からにしてほしい。	C	0.5カ月程度	
104	完了検査	第2面 代理者欄にも「反映」ボタンを。（完了検査時、確認時より代理者変更している場合がある。）	C	1カ月程度	
105	データ抽出	建築場所を市町村別に確認・完了受付件数、発行件数がすぐ分かるようにしてほしい（現在はEXCELで市町村別に並べ替えをしている）	C	2カ月程度	

優先 順位	項 目	概 要	重要 度 レベル	改修工数	備考※
106	データ抽出	確認申請、完了検査申請等、申請枠を越えたデータ抽出をしたい。	C	1ヵ月程度	
107	パスワード	パスワード変更3ヵ月に1度は多すぎではないか。	C	設定変更	
108	紐付け	概要入力画面における紐付ボタン。	C	1ヵ月程度	
109	経過管理の 審査経過	固定資産税関係部局への送付日追加。	C	2ヵ月程度	
110	工事届・除却 届・浄化槽台 帳	・工事届及び除却届台帳を追加してほしい（都市計画区域外の建築物管理のため） ・浄化槽台帳を追加してほしい	C	3ヵ月程度 以上	
111	工作物の検 査済証	工作物の検査済証の「その他」について入力できるようにしてほしい。	C	0.5ヵ月程度	
112	コピー機能	コピー機能が足りない。 ・確認→中間→完了 ・報告書→概要書（建築主）	C	1ヵ月程度	
113	コピー機能	工事監理者から代理者へコピーしたい。	C	1ヵ月程度	
114	検索	検索条件が少ない（○階以上、○平米以上、設計者○など）。	C	1ヵ月程度	
115	履歴	建築主事等の変更など、申請書の軽微な変更について、履歴登録ができない。	C	3ヵ月程度 以上	
116	画面	台帳システムメインメニューの項目を最初から全部見えるようにしてほしい。	C	1ヵ月程度	
117	I D	ユーザI Dを自分が覚えやすいものに変更できるようにしてほしい。	C	不可	
118	C S V出力	T X T出力の拡張子をC S Vとしてほしい。	C	要検討	
119	郵便番号	郵便番号から住所の検索はできるが、その反対はできない。できるようにしてほしい。	C	不可	
120	昇降機 の 用 途	用紙報告の概要入力 昇降機の用途が3種類しかない。 詳細入力では5種類で二つ増えています。 用紙報告の概要入力も数を増やしてほしい。	C	要検討	

表1-2 現在改修中の項目

No.	項目	概要
1	検査率算定の随時実行	検査率算定は、時間外に実行して戴くようお願いしている。これを、データ抽出と同様、随時実行できるようにする。
2	紐付け時の検索、全半角同一視	紐付け時の検索で、全半角同一視する。(検索では全半角同一視していたが、紐付け時の検索では未対応だった)
3	一括印刷の検索条件	一括印刷における報告、処分関係の書面印刷の検索条件を、受付期間と処分期間の選択ができるようにし、期間制限を30日から3か月程度に拡大する。
4	検索	地名地番検索の際、「○○と□□を含む」複数条件検索機能を希望する。町名+(大字)+地番で検索したい。
5	概要書	閲覧権限で、概要書等(概要書1, 2面、処分等の概要書、概要書3面/築造計画概要書など)を見られるようにする。窓口での利用や、県に指定機関から報告された物件等を限特で閲覧できるなどが可能となる(限特市内の物件に限定することはできない)。
6	仮使用	仮使用承認を限特でも受け付けているが、入力したら見られなくなってしまふのを見られるようにする。
7	経過管理・内部審査のメモ欄	内部審査のメモ欄のデータ抽出が行えるようにする。
8	基本統計	1. 基本統計の確認件数集計表で、行政庁と指定確認検査機関を分けて出力する。 2. 確認件数集計表の結果リスト及び根拠リストにおける「受付件数」を、確認申請件数と計画変更申請件数の2項目に分類する。
9	検索	結果一覧に、法6条区分、審査メモを表示する。
10	取下げ届・取止め届	1. 申請取下げ届を受領した物件であっても「審査中」と表示されるが「審査終了」「取下げ」等経過が分かるようにする 2. 工事取止め届を受領した物件も検索結果一覧で表示する
11	データ抽出	確認等台帳情報の条件項目を増やす。
12	データ抽出	「○○を含む」又は「△△を含む」というような条件設定機能を付ける。
13	工事物件紐付け	経過管理と建築物台帳の紐付けを行った場合、審査中物件も建築物台帳で閲覧できるようにした。
14	概要書出力	概要書の閲覧を簡単にする。つまり、検索結果で「概要書」を選択すると、1面, 2面, 処分等の概要書、添付ファイル(3面等)が一度に見られるようにする。
15	入力支援 (全半角自動切換)	半角項目、全角項目に移動した際、日本語の変換タイプを自動で切り替わるようにする。
16	紐付け	自動紐付け機能を実装する。 1. 他の申請からのコピー時に自動的に紐付けを行う 2. 配信報告の受理時に元確認番号が設定されている場合には自動的に紐付けを行う
17	仮使用の表示	現在の仕様は、仮使用が紐付いており、かつ仮使用期間内のみ物件詳細画面に表示される。それを、仮使用期間外であっても、仮使用の表示を行う。
18	コピー機能	報告書で建築主「氏名」を入力すると、詳細入力にそれが反映される。その後、詳細入力で建築主「住所」のコピーが効かなくなるので、コピーが効くようにする。
19	法区分	法区分が未入力の際、警告を出す。
20	決裁の削除	決裁したものを削除できるようにする。削除した場合、「審査中」に戻す(番号は欠番となる)。
21	検索	審査中(経過管理にあるもの)と、審査終了(台帳管理にあるもの)を合わせて検索できるようにする。

No.	項目	概要
22	入力支援	マスタ編集できる項目を、出先毎に管理するものと、本庁で一括管理するものに分ける（今回新たに権限を設定→本庁＝建築設備の種類…従来は ICBA/出先＝建築主事氏名、消防署、保健所…従来は本庁のみ）。
23	画面	台帳システムメインメニューの文字が読み辛い。文字と背景の明度差を大きくしてほしい…との要望を受けて、色を若干変更する。
24	入力支援	①受付日と②申請日や③意匠、構造、設備の「未審査」から「完了」への変更等の際は、デフォルトで本日日付が入力されるようにする。また、意匠、構造、設備の「未審査」から「完了」への変更は一括でできるようにする。
25	入力支援	受付日が未入力の場合、警告を出す。
26	入力支援	担当者入力の際、仕分け入力の「その他」はプルダウンで選べないため、他と同様に選べるようにする。
27	報告の入力	「登録しますか」と確認されたとき、ついっかりリターンキーを押して登録してしまうことを防ぐため、リターンキーを押下しても登録せず、登録ボタンにマウスを合わせてクリックすれば登録できるようにする。報告の入力に限らず入力全てで対応。
28	マスタ	3面の「13. 建築物の高さ等」の「ハ. 構造」を入力するところで、現在手入力のところ、プルダウン選択（マスタは利用者が作成）などの簡便な方法にする。
29	コピー機能 （三面→四面→五面）	第四面で棟データ登録時、第三面をコピーできるようにする。また、第四面データ更新時に第五面データの用途、床面積を第四面の情報で更新を行う。
30	マスタ	第四面 8. 建築設備の中に火災報知器を追加してほしい。また、入れ直す場合、一から選び直すのではなく、追加で入れやすくしてほしい（チェックボックスなどで）との要望を受けて、ユーザー・マスタによるプルダウン方式で対応できるようにする。
31	入力・編集	「入力した内容を登録してから、他ページを表示します。よろしいですか」について、登録するのは当たり前なので他画面に切り替わった際に自動的に上書きしてほしい…との要望により、そのようにする。
32	入力	主要用途の区分番号を入力したら、用途名称が自動で入力されるようにする。用途名称が既にあるときは上書きする。
33	入力支援	郵便番号を入力したら、住所が表示されるようにする。（○丁目○番○号は手入力）。
34	入力支援	面積、建ぺい率、容積率など、単純計算できるところは、全て自動計算を行う。
35	検索	一面メモ欄を検索項目に追加する。
36	データ抽出	・OR検索もできるようにする ・抽出条件を10件とする 但し、速度が遅くなる可能性があるため、庁内サーバ以外では（抽出条件を減らすなど）仕様を再検討する可能性がある。
37	検索	経過管理と台帳管理の同時検索が（新たな検索メニューを設けて）できるようにする。
38	基本統計	国の施行状況調査、施行関係統計調査に対応できるように、改修する。（配信システムの件数を反映する。不適合件数も出力する。）
39	基本統計	特定行政庁の確認件数を、指定機関確認件数と分ける。また、法6条1項の区分が未入力の物件についても計数する。
40	データ抽出	抽出条件のコピーを可能とする（別名で保存）。
41	検索	受付番号や地名地番等で a n d 検索ができるようにする。
42	マスタ	「建築主事等」は「建築主事」ではないため、「建築主事等」のマスタを別に設ける。



No.	項 目	概 要
43	データ抽出	確認等台帳情報で、現在は条件設定が可能なのは「受付年月日」等4項目だけなのを、原則として全ての項目で設定可能とする（但し、「法区分」は速度低下を招く恐れがあるので除外を検討）。
44	コピー機能	完了検査に中間検査からコピーを行う際、中間検査の中間検査回数、特定工程名、中間検査合格証交付者、中間検査合格証番号、中間検査合格証交付日付に関する合格情報のコピーを行う（紐付いている中間検査に関しては全てを対象としてコピーする）。
45	データ抽出（検査率）	検査率算定・督促状の仕様を見直し、未受検対応を、より円滑にする。

表1-3 現在までの改修済等の項目

No.	項目	概要
1	様式	構造一級・設備一級に対応した様式
2	報告元の選択	通知・報告配信システムからの報告元の複数選択
3	定期報告へのコピー	確認から定期報告に項目をコピー
4	審査中物件の削除	審査中物件の削除
5	消防同意日の追加	消防同意日の入力
6	処分等の概要書	処分等の概要書の出力
7	データ抽出	多様なパターンでのデータ抽出
8	報告の受付番号	報告の受付番号を自機関と同じ又は自機関と別に付与
9	配信システム利用	独自台帳・帳簿の機関による配信システムの簡単な利用（I F 共通ツールの開発）
10	コピー機能不十分	概要入力から各詳細画面へのコピー、用紙報告の概要から各詳細画面へのコピー。（予め入力した部分はコピーしない）
11	完了検査実施者	完了検査実施者欄への、ログインした者以外の名前への入力
12	日付	引受通知書受理日の修正
13	表示順	確認申請経過管理画面の審査経過欄の表示順
14	Enter キー	Enter キーで登録際の確認メッセージ表示
15	登録しないで移動	内容登録を行わずに一～五面の画面移動
16	検索項目不足	検索項目の期間設定
17	決裁済の修正・削除	台帳管理に存在する決裁済データ及び報告済データの削除
18	検査済証	検査済証等を発行後の検査日の入力
19	用紙報告 1	用紙報告で概要入力したものを詳細画面に反映
20	用紙報告 2	確認審査報告書の確認済証番号、交付年月日を後から修正しても、処分等の概要書に反映されるよう改善
21	日付表示	確認済証等の日付について、01 年は元年、02 月 03 日は 2 月 3 日
22	一面メモ欄	審査側だけの覚え書き欄の追加
23	新築	申請書第三面 工事種別欄 入力方法改善
24	許可データの全出力	「空」のデータも含めた全データを出力できるよう改善
25	報告書出力	報告書が印刷できるのはマスタにある行政庁のみ。 紙で報告する場合もあるので、マスタにない行政庁も印刷ができる必要がある
26	通知報告書の受理日	通知報告の受理日を建築物台帳の受付年月日にコピーする
27	昇降機のマスタ	昇降機の用途について、よりきめ細かな種別をマスタ設定で行いたい

No.	項目	概要
28	小荷物専用昇降機	完了検査申請情報入力画面で、「小荷物専用昇降機」の完了検査、中間検査手数料が反映されない（確認申請はできる）
29	主要用途区分	選択する用途の左に区分番号のホームを追加。表示が一部切れている
30	設計者等による検索	物件コピーにおいて、建築主のほか、設計者、工事監理者からも検索可能とする
31	進達（県のみ）	進達物件について、出先の所管物件と本庁の所管物件の区別がつかないので、経過管理画面の検索条件に進達状態を追加する
32	デフォルト設定	天空率は「なし」、防火地域は「指定無し」、仕分け入力画面の物件情報で概要書閲覧物件欄は「チェックあり」をデフォルト設定すること
33	（帳簿） 引受証発行番号	中間検査申請情報入力画面では ①受付番号 ②受付（検査引受） ③引受証発行番号 ④引受証発行年月日 があるが、③④の用途が不明な為、廃止とする
34	工事完了届	工事完了届では、複数の用途地域の入力が行えない 【代替案】（紐付で対応して戴く）
35	決済時入力チェック（適判物件）	適判物件は、適判機関審査結果項目（審査結果、番号、交付年月日）を決裁のための必須入力項目としてほしい 【仕様】（必須入力項目は少なくする仕様）
36	紐付け	中間、完了の物件詳細画面から確認申請が紐付けられるようにしてほしい【代替案】（第三面から紐付けられる）
37	（帳簿）通知配信	報告先が送信後には変更できない【仕様】（送信後に配信先を変更することは不可）
38	報告書送信 （指定機関向け）	報告先の特定行政庁を入力しやすくしてほしい。（予め利用者として登録された特定行政庁から選択する方式）
39	処分等の概要書	「4. その他の処分」欄、「5. 定期報告等」欄、「6. 備考」欄の入力を容易にできるようにしてほしい。（現状では備考欄に違反の情報しか記載できない。違反以外の情報も記載したい。）
40	コピー機能	確認審査引受通知書→確認審査報告書のコピー機能が必要
41	検索条件不足	報告台帳における検索条件が足りない
42	受付機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほくとにあった「受付機関」という項目がないため、どの出先機関で受けたデータなのか、台帳検索でもデータ抽出でも分からない</li> <li>・受け付けた出先機関が分かるように「受付機関」という項目を設けてほしい</li> <li>・出先機関ごとにデータを管理したり調査したり統計を取るなどしたいため</li> </ul>
43	発番のデフォルト値	発番のデフォルト値を0にしてほしい
44	変更届削除、届出日編集	変更届を誤って2つ入力してしまうと削除できない。届出日の修正もできない
45	データ抽出	完了検査のデータ抽出項目に法区分を追加してほしい。工事完了予定日で検索した場合、確認番号、確認年月日が出ない。中間検査では特定工程工事終了予定日で検索できない
46	データ抽出	確認等台帳情報に手数料を出してほしい
47	データ抽出	データ抽出機能 消防同意・通知の発行年月日を確認するにあたっては、申請内容の「消防(同意)通知を送付」で出せるが、発行したものしか出て来ない出力の有無に関わらず消防同意・通知の発行年月日を出したい。 要望として、「確認等台帳情報」に消防同意・通知の発行年月日項目があってほしい

No.	項 目	概 要
48	データ抽出	・確認等台帳情報では、申請日でも範囲指定できるようにしてほしい →申請日ベースでも統計を出しているため ・確認等台帳情報の印字項目に、「用途」を追加してほしい →一戸建ての中間検査が何件、共同住宅の中間検査が何件といったような統計を取っているため
49	データ抽出	①「適判機関へ適判事前通知を送付」、②「適判機関へ適判依頼通知を送付」、③「適判機関から審査結果を受領」が各3件ある（移行元データが各3件あるため）とき、データ抽出は $3 \times 3 \times 3 = 27$ 件出力されてしまう。建築主2名の場合も2件出力される
50	データ抽出	データ抽出に、取り下げ、取り止めが反映されない
51	データ抽出	出力期間を400日に制限する（データ抽出時間調整のための設定変更）
52	データ抽出	データ抽出の登録件数100件では不足
53	台帳記載事項証明	台帳記載事項証明に建築物名称を出してほしい
54	データ抽出	改修版を平成23年12月に供用開始したが、旧バージョンも必要との要望により対応中
55	旧申プロのデータ	旧申プロを台帳システムで読み込めるようにしてほしい（変換ツールの提供）
56	基本統計・データ抽出	統計データ（基本統計・データ抽出）が即日取得できるようにした
57	EXCELによる通知書出力	確認済証等EXCEL出力を追加（建築物・昇降機・工作物1のみ）
58	検索	台帳管理の建築物台帳からの検索結果一覧で、一度に表示できる件数を増やした
59	入力支援（デフォルト）	消防署入力で、選択リストで（必ず都道府県から選択するようにせず）デフォルトの都道府県が設定できるようにした
60	コピー機能	建築士システムからの情報をコピーできるようにした
61	建築士システムデータの参照機能	第2面設計者欄について、建築士登録の確認と合わせて、事務所登録が確認できるようにし、コピーも可能とした
62	(帳簿) データ抽出	データ抽出で処分番号と申請書の情報を一緒に出せるようにした
63	データ抽出	中間検査、完了検査の引受通知書にある、「検査引受年月日」は、法定報告項目なので、統計のための一覧出力ができるようにした
64	コピー機能	検査済証発行で、確認からコピーした場合、元確認の情報は検査済証に反映されるようにした
65	(帳簿) コピー機能	中間及び完了検査の審査経過において、決裁後完了検査報告書の情報を入力する時、元確認の情報を反映するようにした
66	コピー機能	配信データも用紙報告の概要入力の物件コピーで検索されるようにした（詳細入力時の物件コピーでは既に検索される）
67	登録しないで移動	3面で紐付けした後、2面に戻るときに、「登録しないで移動」したとき、「保存されません」表示を行うようにした
68	報告書入力	報告書を訂正しても、建築物台帳に反映されない項目が多く、再登録又は、報告書と申請書の両方を修正しなければならなかったのを、反映するようにした（受付番号・処分番号・地番・面積等）
69	報告書入力	報告台帳登録の時間が長かったのを改善した
70	確認画面	第1面→第2面→第3面と入力した場合、それまでのデータを保存するか確認画面が表示されるが、第3面のデータを保存せずに第2面に戻った場合、確認画面なしで第3面のデータが消失してしまっていたのを、確認画面の表示を行うようにした
71	コピー機能	報告書を修正しても、確認台帳に反映されないのを反映するようにした

No.	項目	概要
72	(帳簿) 電子帳簿	電子帳簿印刷の機能で ・計画変更、中間検査、完了検査を選べるようにしてほしい ・検索期間上限を3年としてほしい ・条件を再利用したい(現状は使い捨て) データ抽出では使い勝手が悪いので、電子帳簿印刷を強化してほしい  上記について、データ抽出の「確認等台帳情報」で出力できるようにした
73	入力デフォルト値	面積、階数、棟数などのデフォルト値を「0」としてほしいという要望に関して、「入力していないのに0が表示されるのはおかしい」という意見もあることから仕様としたものであり、当該要望はクローズとする

表1-4 要望やバグの改修状況 ( )内は前回(平成24年11月28日)時点

区分	改修済	改修中	未改修	計
要望	73(56)	45(10)	120(130)	238(196)
バグ	133(101)	8(10)	91(105)	232(216)
計	206(157)	53(20)	211(235)	470(412)

その他、EXCELデータ取込み機能を追加中。

## 2. 通知・報告配信システム促進に向けた意見集約

### (1) 趣旨

平成22年4月より本稼働を開始した通知・報告配信システム（以下「配信システム」という）は、指定確認検査機関による確認審査報告書、検査引受通知書及び検査結果報告書の電子データ（専用フォーマット）を特定行政庁で受信することにより、通知・報告のペーパーレス化を目指すシステムであり、その運用を望む声があるにもかかわらず、実務への供用が進まない状況にある。

そこで、特定行政庁、指定確認検査機関各々、平成23年度に引き続き一部機関による試行運用（実証実験）を実施し、配信システム運用における問題点、留意事項等を明らかにする。

### (2) 検討方法

これまでに課題として整理した下記事項について、運用パターンを類型化し、各パターンでの実効性を検証することによって、通知・報告配信システム利用に伴う業務への影響や留意点を整理していく。

**【課題①】** 特定行政庁から紙とデータの両方を求められた場合、指定機関のメリットがない。

**【対応策①】** 「紙をまとめて送付」することにより指定機関のメリットを確保できないかを、図表 2-1 「**1. 郵送本位型**」による実証実験により検証する。（現在検証中）  
また、紙送付を完全に省略することができないかを、図表 2-1 「**2. データ本位型**」による実証実験にて検証する。（検証準備中）

**【課題②】** 特定行政庁では従前より、指定機関の物件を特庁物件とは別に EXCEL で管理しているところがある。さらに、指定機関から EXCEL データの提供を受けている場合もある。そのため、通知・報告配信システムでのデータ送信は現時点ではなじまない。

**【対応策②】** EXCEL 利用によるデータ送受信の方法を整理し、そのためのシステム環境整備を、図表 2-1 「**3. EXCEL 利用**」による実証実験にて検討する。（現在検証中）

以下の課題①、②の検証完了を受けて検討予定。

**【課題③】** 今後の普及が不明確な中、積極的な参加がしにくい。

**【対応策③】** 都道府県別に説明会を実施して参加団体を募り、一斉開始を図る。

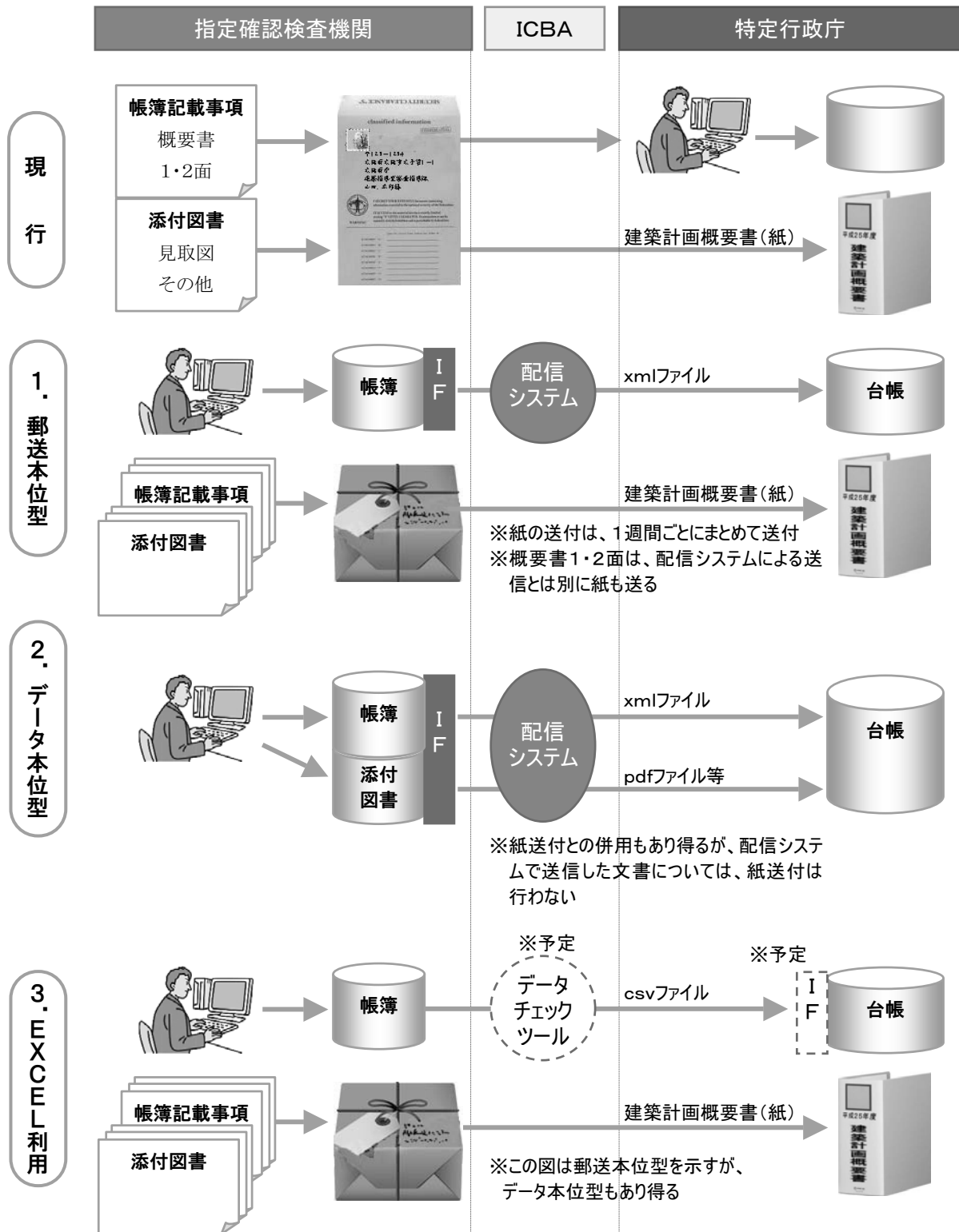
**【課題④】** 利用メリットや利用開始までの手続きがわからない。

**【対応策④】** 利用可能団体一覧・利用ガイドラインをホームページ等で周知する。

図表 2-1

### 実証実験のパターン（イメージ）

利用パターンは、1. 郵送本位型、2. データ本位型に大別され、データ・フォーマットをcsvファイルとすることも(3. EXCEL利用)想定する。各々について、実証実験を行うこととする。



※IF：インターフェース（別途開発が必要なシステム連携機能）

### (3) 実証実験の状況

#### ① 郵送本位型

期 間：平成 24 年 12 月より数カ月間（現在実施中）

参加団体：大阪府、(一財)大阪建築防災センター、(株)近畿建築確認検査機構

概 要：紙報告は従前どおり送付し、指定確認検査機関では既にデータ入力済みの帳簿データのみ送信する。(新たな入力手間を発生させない)

詳細は図表 2-2 参照

意見等：

< 特定行政庁側 >

・これまでの紙送付に加えてデータが送信されるため、業務への影響はほとんど発生しない。

< 指定機関側 >

・報告書の郵送を管理するための台帳に加え、配信用台帳が必要となることで、配信・郵送の管理及び締日の確認に（不慣れなため）時間を要する。

・郵送するとき、配信と現物の照合確認に手間がかかる。

・週 1 回の一括郵送では、交付後 7 日以内に特定行政庁に提出（＝到達）することが困難であり、週 2 回の一括郵送が限界（送付コスト縮減メリットがない）。

・一括郵送でも 1 回の郵送が大量となるため、送料が増額されて費用削減につながりにくい。

・一括郵送のための仕訳用ケースの設置が必要となった。

・今後、他の特定行政庁にも送信する場合、配信・郵送の頻度がばらばらになると業務の混乱が懸念される。

#### ② データ本位型

期 間：平成 25 年度（調整中）

参加団体：さいたま市、ビューローベリタスジャパン（株）

概 要：指定確認検査機関において通知・報告に係る全書類がテキストデータ化または PDF 化されていることを前提とし、それらデータの送信により紙送付を不要とする。

意見等：

< 特定行政庁側 >

・通知・報告の文書処理を市の文書管理システムにより行っており、通知・報告配信システムによる電子データをどのように処理するかが課題。

・建築計画概要書は、スキャナーで取り込みデジタル化しており、過去の概要書は執務スペース外で保管している。デジタル化の作業軽減、図書保存の点からの省スペース化を図ることができる。

・紙原本と同等の視認性を確保するための PDF ファイルの解像度についても検証が必要。

・入力データのチェックを行う上で、入力データと概要書のイメージデータを並列表示させるなど、チェックを行える画面構成とする必要がある。

・指定確認検査機関からの報告等を電子データにより行うことについて、規則等に規定する必要がある、市の規則を一部改正することを検討中。

< 指定機関側 >

・実証実験開始前につき、現時点では特に意見なし。なお、ビューローベリタスでは全書類が PDF 化されている支店がある。



### ③ EXCEL 利用

期 間：平成 25 年 1 月より数カ月間

参加団体：茨城県

概 要：指定確認検査機関から EXCEL ファイルが送信されることを前提とし、このファイルを県で加工（フォーマット変換等）を行った上で台帳・帳簿登録閲覧システムに取り込む。（郵送本位型のファイルフォーマットを EXCEL としたもの）

意見等：

<特定行政庁側>

- ・フォーマット変換等の作業については、紙からのキーパンチと比較すれば大きな手間ではない。
- ・フォーマット変換等の作業内容について、他の特定行政庁でも活用できる形での公開を目指し、実証実験を通してとりまとめていく。

<指定確認検査機関側>

- ・茨城県側でのみ検証中につき、現時点では特に意見なし。

### （４）まとめ

平成 24 年度は郵送本位型、データ本位型、EXCEL 利用各パターンによる実証実験を開始し、特定行政庁における実効性を確認できたものはあるものの、指定確認検査機関の送信メリットやその条件（最低どこまでデータ化されているか等）をまとめるには今しばらくの時間を要すると思われる。

平成 25 年度は、実証実験の事例を積み重ねることにより、指定確認検査機関側の利用効果を検証していくこととしたい。

図表 2-2 郵送本位型 実証実験における送信対象文書、送信形式及び運用ルール

■送信対象文書と送信形式

○確認審査報告（建築物）の場合 ※経由書類を含む

文書・書類名	記載事項	報告方法	備考
表紙「確認審査報告書」 (16号様式)	確認済証番号・年月日	通知配信システム (xml)	システム配信にて受領
確認申請書第二面・第三面 (建築計画概要書の第一面・第二面と同一の内容)	建築主等の概要、建築物及びその敷地に関する事項	通知配信システム (xml)	指定機関帳簿記載事項をシステムにて送受信 PDF化及び送信は不要
建築計画概要書 第一面～第三面	建築主等の概要、等付近見取図・配置図	郵送	概要書原本を送付
確認申請書 第四・五面	建築物別概要、建築物の階別概要	郵送	写し
チェックリスト		郵送	写し
構造計算適判結果通知		郵送	写し
建築工事届		郵送	原本を送付
浄化槽設置届		郵送	原本を送付
建築主変更等各種届		郵送	写し

※計画変更、中間検査、完了検査については上記に準ずる。

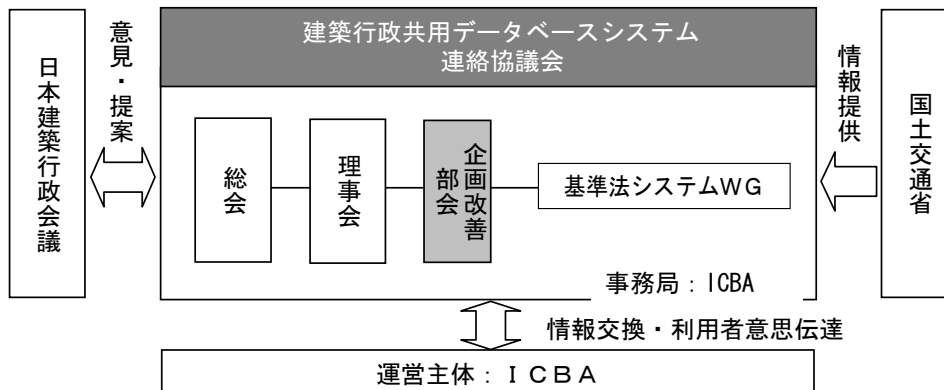
■運用ルール

1. 指定確認検査機関は、表紙（16号様式）及び確認申請書第二面・第三面（建築計画概要書第一面・第二面にあたる記載内容）のデータ送信は、確認済証の交付の日から7日以内に適宜行うものとします。
2. 指定確認検査機関が受領し経由して送付する申請者作成の紙原本書類については、原則として郵便等にて一週間分をまとめて送付するものとします（たとえば、月～土曜日の間に確認済証を交付し、そのデータを送信した物件の書類をまとめて、翌週の月曜日に送付するなどのサイクルです）。  
ただし、このサイクルでは、月末に確認済証を交付した物件のうち当該月に着工するものの書類が翌月の6日までに特定行政庁に到達しない場合には、別途にそれらの書類のみ発送するものとします。  
※たとえば、上記の括弧内のサイクルの場合、月末の3日間で月～水曜日に当たるとき（つまり、●月29日（月）・30日（火）・31日（水）、■月30日（月）・31日（火）又は▲月31日（月）など）、その週の木曜日に発送すれば、翌月の6日までに書類が到達することになります。これは、建築工事届に基づく建築着工統計調査票の国への提出期限が着工予定月の翌月10日までと指定されているための措置です。確認済証の交付と同時に着工する物件もあるようなので、ご面倒とは存じますが、よろしくご対応ください。
3. 指定確認検査機関は、上記2の書類の送付に際して、特定行政庁によるデータの受信漏れチェックのために、送信物件リストも併せて送付するものとします。  
※送信物件リストは様式を問いません。
4. 特定行政庁は、送信物件リストと照合したうえで、送信データを一週間分まとめて受信（受理）します。不足物件が見つかった場合、電話等で連絡調整の上、配信システムで再送信していただくこととします。
5. 指定確認検査機関は、特定行政庁が受理した後に、送信データを差し替える必要が生じた場合は、特定行政庁に電話等で連絡の上、配信システムで差し替え分のデータを送信していただくこととします。

### 3. 来年度のスケジュール

#### (1) 検討体制

「通知・報告配信システム促進に向けた意見集約」を中心に、24年度の検討事項を継続検討する。(企画改善部会2回、基準法システムWG3回程度)



#### (2) 企画改善部会の構成

基準法システムWGのメンバーにより部会を構成する。なお、WGは検討課題と関連の深いメンバーにより開催する。

#### (3) 検討課題

- ・各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理  
(台帳・帳簿登録閲覧システム)
- ・通知・報告配信システム促進に向けた意見集約
- ・その他



## I C B Aからの報告

1. 運用状況等
  - (1) 利用団体一覧
  - (2) システム障害とその対応について
  - (3) 台帳・帳簿登録閲覧システム 主な改修項目
  - (4) 建築士・事務所登録閲覧システム 改修項目
2. 利用料について
3. その他
  - (1) 確認台帳等電子化支援業務及び  
建築行政地図情報システムについて
  - (2) 建築確認検査に係る電子申請について

一般財団法人建築行政情報センター



## 1. 運用状況等

## (1) 利用団体一覧

■ 総括表								
利用システム	団体区分	平成24年4月			平成25年4月			増減
		利用数	総数	割合	利用数	総数	割合	
<b>利用形態①</b> ・台帳・帳簿登録閲覧システム ・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム(照会) ・建築基準法令データベースシステム	特定行政庁	192	447	43%	239	451	53%	47
	指定確認検査機関	4	123	3%	4	127	3%	0
	小計	196	570	34%	243	578	42%	47
<b>利用形態②</b> ・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム(照会) ・建築基準法令データベースシステム	特定行政庁	32	447	7%	64	451	14%	32
	指定確認検査機関	15	123	12%	39	127	31%	24
	小計	47	570	8%	103	578	18%	56
<b>建築士名簿 簡易検索システム</b>	特定行政庁				53	451	12%	53
	指定確認検査機関				56	127	44%	56
	小計				109	578	19%	109
<b>以上 小計</b>	特定行政庁	224	447	50%	356	451	79%	132
	指定確認検査機関	19	123	15%	99	127	78%	80
	小計	243	570	43%	455	578	79%	212
<b>建築士・事務所 登録閲覧システム(登録)</b>	国・都道府県	48	48	100%	48	48	100%	0
	指定登録機関	39	39	100%	40	40	100%	1
	指定事務所登録機関	39	39	100%	40	40	100%	1
	小計	126	126	100%	128	128	100%	2
<b>道路情報登録閲覧システム</b>	特定行政庁	11	447	2%	10	451	2%	-1



■ 利用形態①					利用対象システム ・台帳・帳簿登録閲覧システム ・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム（照会） ・建築基準法令データベースシステム（大臣認定データベース含む）					
特定行政庁 239 (53%) 指定確認検査機関 4 (3%)										
No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分	
1	北海道	北海道	22	都道府県	51	栃木県	鹿沼市	23	4条2項	
2		函館市	22	4条1項	52		小山市	22	4条2項	
3		旭川市	23	4条1項	53		那須塩原市	23	4条2項	
4		室蘭市	22	4条2項	54		日光市	25	4条2項	
5		釧路市	24	4条2項	55		大田原市	24	4条2項	
6		帯広市	25	4条2項	56		群馬県	群馬県	25	都道府県
7		苫小牧市	22	4条2項	57			太田市	25	4条2項
8		東神楽町	23	限特	58			館林市	25	4条2項
9		中標津町	23	限特	59			渋川市	25	限特
10	青森県	青森県	24	都道府県	60	藤岡市		23	限特	
11		青森市	25	4条1項	61	富岡市	23	限特		
12		弘前市	23	4条2項	62	安中市	24	限特		
13		八戸市	23	4条2項	63	沼田市	25	限特		
14	岩手県	岩手県	22	都道府県	64	埼玉県	埼玉県	22	都道府県	
15		盛岡市	23	4条1項	65		さいたま市	23	政令市	
16		宮古市	25	限特	66		川口市	22	4条1項	
17		花巻市	25	限特	67		草加市	23	4条2項	
18		北上市	22	限特	68		熊谷市	24	4条2項	
19		一関市	22	限特	69		飯能市	22	限特	
20		釜石市	22	限特	70		東松山市	23	限特	
21	宮城県	宮城県	23	都道府県	71	深谷市	24	限特		
22		仙台市	22	政令市	72	入間市	22	限特		
23		石巻市	25	4条2項	73	坂戸市	23	限特		
24		塩竈市	25	4条2項	74	日高市	23	限特		
25	秋田県	秋田市	23	4条1項	75	松伏町	22	限特		
26	山形県	山形県	22	都道府県	76	千葉県	千葉県	22	都道府県	
27		山形市	24	4条2項	77		千葉市	22	政令市	
28		米沢市	24	限特	78		松戸市	23	4条1項	
29		鶴岡市	25	限特	79		柏市	22	4条1項	
30		酒田市	22	限特	80		市原市	23	4条1項	
31		天童市	23	限特	81		八千代市	23	4条2項	
32	福島県	福島県	22	都道府県	82	木更津市	22	限特		
33		福島市	24	4条1項	83	野田市	23	限特		
34		いわき市	23	4条1項	84	茂原市	22	限特		
35		会津若松市	22	限特	85	習志野市	22	限特		
36		須賀川市	22	限特	86	流山市	23	限特		
37	茨城県	茨城県	22	都道府県	87	東京都	我孫子市	25	4条2項	
38		水戸市	22	4条1項	88		鎌ヶ谷市	23	限特	
39		日立市	22	4条2項	89		君津市	23	限特	
40		土浦市	23	4条2項	90		浦安市	24	4条2項	
41		古河市	22	4条2項	91		四街道市	25	限特	
42		北茨城市	22	4条2項	92		印西市	25	限特	
43		取手市	22	4条2項	93		白井市	24	限特	
44		つくば市	22	4条2項	94		港区	22	特別区	
45		ひたちなか市	22	4条2項	95		江東区	25	特別区	
46	栃木県	栃木県	23	都道府県	96	中野区	24	特別区		
47		宇都宮市	24	4条1項	97	葛飾区	25	特別区		
48		足利市	24	4条2項	98	神奈川県	神奈川県	22	都道府県	
49		栃木市	25	4条2項	99		横浜市	24	政令市	
50		佐野市	25	4条2項	100		川崎市	23	政令市	

■利用形態①

特定行政庁 239 (53%)  
 指定確認検査機関 4 (3%)

利用対象システム  
 ・台帳・帳簿登録閲覧システム  
 ・通知・報告配信システム  
 ・建築士・事務所登録閲覧システム（照会）  
 ・建築基準法令データベースシステム（大臣認定データベース含む）

No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分
101	神奈川県	横須賀市	23	4条1項	151	愛知県	豊田市	23	4条1項
102		藤沢市	24	4条1項	152		半田市	25	限特
103		平塚市	23	4条1項	153		安城市	23	限特
104		小田原市	22	4条2項	154		西尾市	23	限特
105		茅ヶ崎市	22	4条2項	155		江南市	25	限特
106		秦野市	23	4条2項	156		東海市	24	限特
107		厚木市	23	4条2項	157	三重県	三重県	23	都道府県
108		大和市	23	4条2項	158		四日市市	24	4条1項
109	新潟県	新潟県	23	都道府県	159		津市	22	4条1項
110		新潟市	22	政令市	160		松阪市	24	4条2項
111		柏崎市	22	4条2項	161		桑名市	23	4条2項
112		新発田市	22	4条2項	162		鈴鹿市	23	4条2項
113		上越市	23	4条2項	163		名張市	22	限特
114	富山県	富山県	23	都道府県	164	滋賀県	滋賀県	23	都道府県
115		富山市	23	4条1項	165		大津市	22	4条1項
116		一般財団法人富山県建築住宅センター	23	知事指定	166		彦根市	23	4条2項
117	石川県	石川県	23	都道府県	167		長浜市	24	4条2項
118		金沢市	23	4条1項	168		近江八幡市	22	4条2項
119		能美市	25	限特	169		草津市	23	4条2項
120		野々市市	24	4条2項	170		守山市	22	4条2項
121	福井県	福井県	22	都道府県	171		東近江市	23	4条2項
122		福井市	23	4条1項	172	京都府	京都府	22	都道府県
123		一般財団法人福井県建築住宅センター	23	知事指定	173		特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所	22	知事指定
124	山梨県	山梨県	23	都道府県	174	大阪府	大阪府	22	都道府県
125		甲府市	23	4条2項	175		大阪市	24	政令市
126	長野県	諏訪市	22	限特	176		堺市	23	政令市
127	岐阜県	岐阜県	24	都道府県	177		吹田市	22	4条1項
128		大垣市	23	4条2項	178		寝屋川市	23	4条2項
129		各務原市	24	4条2項	179		箕面市	23	4条2項
130	静岡県	静岡県	23	都道府県	180		羽曳野市	22	4条2項
131		静岡市	23	政令市	181	奈良県	奈良県	23	都道府県
132		浜松市	23	政令市	182		奈良市	22	4条1項
133		沼津市	23	4条2項	183		橿原市	24	4条2項
134		富士宮市	22	4条2項	184	和歌山県	和歌山市	23	4条1項
135		富士市	23	4条2項	185	鳥取県	鳥取県	22	都道府県
136		焼津市	23	4条2項	186		鳥取市	24	4条2項
137		三島市	22	限特	187		米子市	24	4条2項
138		磐田市	23	限特	188		倉吉市	23	4条2項
139		伊東市	22	限特	189	島根県	島根県	22	都道府県
140		島田市	23	限特	190		松江市	24	4条2項
141		掛川市	23	限特	191		出雲市	22	4条2項
142		藤枝市	23	限特	192		浜田市	22	限特
143		御殿場市	23	限特	193		益田市	23	限特
144		袋井市	23	限特	194		大田市	22	限特
145		裾野市	25	限特	195		安来市	22	限特
146		湖西市	23	限特	196		江津市	25	限特
147	愛知県	豊橋市	25	4条1項	197		雲南市	25	限特
148		岡崎市	23	4条1項	198	岡山県	岡山県	22	都道府県
149		一宮市	23	4条1項	199		倉敷市	25	4条1項
150		春日井市	25	4条1項	200		津山市	22	4条2項



■利用形態②

特定行政庁 64 (14%)  
 指定確認検査機関 39 (31%)

利用対象システム  
 ・通知・報告配信システム  
 ・建築士・事務所登録閲覧システム (照会)  
 ・建築基準法令データベースシステム  
 (大臣認定データベース含む)

No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分
1	北海道	北見市	25	4条2項	51	神奈川県	ビューローベリタスジャパン株式会社	23	大臣指定
2		江別市	23	4条2項	52		富士建築センター株式会社	22	大臣指定
3	岩手県	奥州市	24	限特	53		株式会社湘南建築センター	24	知事指定
4	宮城県	大崎市	24	4条2項	54		SGSジャパン株式会社	22	大臣指定
5	秋田県	横手市	25	4条2項	55	新潟県	長岡市	24	4条1項
6	福島県	郡山市	24	4条1項	56		三条市	22	4条2項
7	栃木県	公益財団法人とちぎ建設技術センター	25	知事指定	57	石川県	加賀市	25	限特
8	群馬県	伊勢崎市	25	4条2項	58		一般財団法人石川県建築住宅センター	24	知事指定
9	埼玉県	新座市	25	4条2項	59	長野県	岡谷市	23	限特
10		戸田市	25	限特	60	岐阜県	岐阜市	24	4条1項
11		志木市	22	限特	61	静岡県	一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター	23	知事指定
12		富士見市	22	限特	62	愛知県	株式会社確認サービス	24	大臣指定
13		ふじみ野市	22	限特	63		一般財団法人愛知県建築住宅センター	24	知事指定
14	千葉県	船橋市	22	4条1項	64	滋賀県	株式会社確認検査機構アネックス	23	地整指定
15		佐倉市	24	4条2項	65		一般財団法人滋賀県建築住宅センター	24	知事指定
16	東京都	八王子市	24	4条1項	66	京都府	京都市	23	政令市
17		町田市	25	4条1項	67		株式会社I-PEC	23	地整指定
18		立川市	25	4条2項	68	大阪府	豊中市	22	4条1項
19		三鷹市	24	4条2項	69		高槻市	25	4条1項
20		府中市	25	4条2項	70		茨木市	25	4条1項
21		国分寺市	25	4条2項	71		八尾市	23	4条1項
22		千代田区	24	特別区	72		東大阪市	22	4条1項
23		中央区	23	特別区	73		岸和田市	23	4条2項
24		新宿区	24	特別区	74		守口市	24	4条2項
25		品川区	24	特別区	75		和泉市	25	4条2項
26		世田谷区	22	特別区	76		一般財団法人日本建築総合試験所	23	大臣指定
27		渋谷区	23	特別区	77		株式会社西日本住宅評価センター	23	大臣指定
28		杉並区	24	特別区	78		株式会社日本確認検査センター	24	地整指定
29		北区	24	特別区	79		株式会社近畿建築確認検査機構	24	地整指定
30		荒川区	22	特別区	80		株式会社総合確認検査機構	24	地整指定
31		板橋区	23	特別区	81		一般財団法人大阪建築防災センター	24	知事指定
32		練馬区	25	特別区	82	兵庫県	兵庫県	22	都道府県
33		足立区	22	特別区	83		明石市	25	4条1項
34		一般財団法人日本建築センター	23	大臣指定	84	広島県	三原市	22	4条2項
35		日本ERI株式会社	23	大臣指定	85		尾道市	24	4条2項
36		一般財団法人住宅金融普及協会	25	大臣指定	86		株式会社ジェイ・イー・サポート	24	大臣指定
37		ハウスプラス確認検査株式会社	24	大臣指定	87		ハウスプラス中国住宅保証株式会社	24	地整指定
38		株式会社住宅性能評価センター	23	大臣指定	88	山口県	下関市	24	4条1項
39		株式会社都市居住評価センター	23	大臣指定	89	徳島県	徳島県	22	都道府県
40		一般財団法人ベターリビング	22	大臣指定	90		株式会社とくしま建築住宅センター	24	知事指定
41		日本建築検査協会株式会社	23	大臣指定	91	福岡県	福岡県	23	都道府県
42		SBIアーキオリティ株式会社	23	大臣指定	92		北九州市	22	政令市
43		株式会社グッド・アイズ建築検査機構	24	大臣指定	93		福岡市	24	政令市
44		ユージーアイ確認検査株式会社	24	地整指定	94		一般財団法人福岡県建築住宅センター	24	知事指定
45		株式会社東京建築検査機構	23	地整指定	95	熊本県	熊本県	23	都道府県
46		株式会社ビルディングナビゲーション確認評価機構	24	地整指定	96		八代市	25	4条2項
47		一般社団法人日本住宅性能評価機構	24	地整指定	97		天草市	24	4条2項
48		株式会社J建築検査センター	24	地整指定	98	大分県	中津市	23	4条2項
49	神奈川県	相模原市	25	政令市	99		宇佐市	25	4条2項
50		株式会社東日本住宅評価センター	24	大臣指定	100	鹿児島県	薩摩川内市	23	限特



**■ 建築士名簿 簡易検索システム**  
 特定行政庁 53 (12%)  
 指定確認検査機関 56 (44%)

No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分	
1	北海道	札幌市	24	政令市	51	東京都	イーハウス建築センター株式会社	24	地整指定	
2		稚内市	24	限特	52		公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター	24	知事指定	
3		名寄市	24	限特	53		株式会社高良GUT	24	地整指定	
4		石狩市	24	限特	54		日本建物評価機構株式会社	24	地整指定	
5		当別町	24	限特	55	神奈川県	鎌倉市	24	4条2項	
6		白老町	24	限特	56		株式会社神奈川建築確認検査機関	24	地整指定	
7		一般財団法人北海道建築指導センター	24	知事指定	57		一般財団法人神奈川県建築安全協会	24	知事指定	
8			株式会社札幌工業検査	24	知事指定	58	新潟県	一般財団法人にいがた住宅センター	24	知事指定
9	青森県	株式会社建築住宅センター	24	知事指定	59	石川県	小松市	24	4条2項	
10		有限会社アーバン建築確認検査機関	24	知事指定	60		白山市	24	4条2項	
11	宮城県	株式会社東北建築センター	24	知事指定	61	山梨県	公益社団法人山梨県建設技術センター	24	知事指定	
12		一般財団法人宮城県建築住宅センター	24	知事指定	62	長野県	上田市	24	4条2項	
13		株式会社仙台都市整備センター	24	知事指定	63		塩尻市	24	限特	
14	秋田県	大仙市	24	限特	64	岐阜県	株式会社ぎふ建築住宅センター	24	地整指定	
15		公益財団法人秋田市総合振興公社	24	知事指定	65		有限会社みの建築確認検査センター	24	知事指定	
16	福島県	一般財団法人ふくしま建築住宅センター	24	知事指定	66	愛知県	名古屋市	24	政令市	
17	茨城県	高萩市	24	4条2項	67		刈谷市	24	限特	
18		株式会社EMI 確認検査機構	24	地整指定	68		株式会社C I 東海	24	地整指定	
19		一般財団法人茨城県建築センター	24	知事指定	69		株式会社愛知建築センター	24	知事指定	
20		株式会社安心確認検査機構	24	知事指定	70		株式会社確認検査愛知	24	知事指定	
21	群馬県	前橋市	24	4条1項	71	三重県	伊賀市	24	限特	
22		高崎市	24	4条1項	72		公益財団法人三重県建設技術センター	24	知事指定	
23		桐生市	24	4条2項	73		株式会社トータル建築確認評価センター	24	知事指定	
24	埼玉県	川越市	24	4条1項	74	京都府	株式会社京都確認検査機構	24	地整指定	
25		春日部市	24	4条2項	75	大阪府	枚方市	24	4条1項	
26		上尾市	24	4条2項	76		池田市	24	4条2項	
27		行田市	24	限特	77		建築検査機構株式会社	24	地整指定	
28		秩父市	24	限特	78		株式会社オーネックス	24	地整指定	
29		加須市	24	限特	79		株式会社技研	24	地整指定	
30		本庄市	24	限特	80		関西住宅品質保証株式会社	24	地整指定	
31		鴻巣市	24	限特	81		アール・イー・ジャパン株式会社	24	地整指定	
32		和光市	24	限特	82		兵庫県	神戸市	24	政令市
33		久喜市	24	限特	83			姫路市	24	4条1項
34		北本市	24	限特	84			加古川市	24	4条1項
35		三郷市	24	限特	85			高砂市	24	4条2項
36		杉戸町	24	限特	86			株式会社近畿確認検査センター	24	地整指定
37		一般財団法人さいたま住宅検査センター	24	地整指定	87			株式会社ジェイネット	24	地整指定
38	千葉県	市川市	24	4条1項	88			株式会社阪確サポート	25	地整指定
39		株式会社ガイア	24	地整指定	89	公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター		24	知事指定	
40		日本確認センター株式会社	24	地整指定	90	株式会社兵庫確認検査機構	24	知事指定		
41		株式会社千葉県建築住宅センター	24	知事指定	91	奈良県	株式会社確認検査機構プラン21	24	地整指定	
42	東京都	武蔵野市	24	4条2項	92		一般財団法人なら建築住宅センター	24	知事指定	
43		調布市	24	4条2項	93	島根県	一般財団法人島根県建築住宅センター	24	知事指定	
44		日野市	24	4条2項	94	岡山県	新見市	24	4条2項	
45		文京区	24	特別区	95		岡山県建築住宅センター株式会社	24	知事指定	
46		台東区	24	特別区	96	広島県	有限会社広島県東部建築確認センター	24	地整指定	
47		大田区	24	特別区	97		香川県	高松市	24	4条1項
48		江戸川区	24	特別区	98	福岡県	久留米市	24	4条1項	
49		一般財団法人日本建築設備・昇降機センター	24	大臣指定	99		九州住宅保証株式会社	24	地整指定	
50			アウェイ建築評価ネット株式会社	24	大臣指定	100	佐賀県	公益財団法人佐賀県建設技術支援機構	24	知事指定



## ■ 建築士・事務所登録閲覧システム（登録）

国・都道府県 48 (100%)  
 指定登録機関（建築士会） 40 (100%)  
 指定事務所登録機関（事務所協会） 40 (100%)

No	区域	機関名	区分	No	区域	機関名	区分
1	北海道	北海道	都道府県	51	石川県	一般社団法人石川県建築士事務所協会	事務所協会
2		一般社団法人北海道建築士会	建築士会	52	福井県	福井県	都道府県
3		一般社団法人北海道建築士事務所協会	事務所協会	53	山梨県	山梨県	都道府県
4	青森県	青森県	都道府県	54	長野県	長野県	都道府県
5		一般社団法人青森県建築士会	建築士会	55		一般社団法人長野県建築士会	建築士会
6		一般社団法人青森県建築士事務所協会	事務所協会	56		一般社団法人長野県建築士事務所協会	事務所協会
7	岩手県	岩手県	都道府県	57	岐阜県	岐阜県	都道府県
8		一般社団法人岩手県建築士会	建築士会	58		公益社団法人岐阜県建築士会	建築士会
9	宮城県	宮城県	都道府県	59		一般社団法人岐阜県建築士事務所協会	事務所協会
10		社団法人宮城県建築士会	建築士会	60	静岡県	静岡県	都道府県
11		一般社団法人宮城県建築士事務所協会	事務所協会	61		公益社団法人静岡県建築士会	建築士会
12	秋田県	秋田県	都道府県	62		一般社団法人静岡県建築士事務所協会	事務所協会
13		一般社団法人秋田県建築士事務所協会	事務所協会	63	愛知県	愛知県	都道府県
14	山形県	山形県	都道府県	64		公益社団法人愛知建築士会	建築士会
15		一般社団法人山形県建築士会	建築士会	65		公益社団法人愛知県建築士事務所協会	事務所協会
16		一般社団法人山形県建築士事務所協会	事務所協会	66	三重県	三重県	都道府県
17	福島県	福島県	都道府県	67		社団法人三重県建築士会	建築士会
18		社団法人福島県建築士会	建築士会	68		一般社団法人三重県建築士事務所協会	事務所協会
19		一般社団法人福島県建築士事務所協会	事務所協会	69	滋賀県	滋賀県	都道府県
20	茨城県	茨城県	都道府県	70		公益社団法人滋賀県建築士会	建築士会
21		一般社団法人茨城県建築士会	建築士会	71		一般社団法人滋賀県建築士事務所協会	事務所協会
22		一般社団法人茨城県建築士事務所協会	事務所協会	72	京都府	京都府	都道府県
23	栃木県	栃木県	都道府県	73		一般社団法人京都府建築士会	建築士会
24		一般社団法人栃木県建築士会	建築士会	74		一般社団法人京都府建築士事務所協会	事務所協会
25		一般社団法人栃木県建築士事務所協会	事務所協会	75	大阪府	大阪府	都道府県
26	群馬県	群馬県	都道府県	76		公益社団法人大阪府建築士会	建築士会
27		一般社団法人群馬建築士会	建築士会	77		一般社団法人大阪府建築士事務所協会	事務所協会
28		一般社団法人群馬県建築士事務所協会	事務所協会	78	兵庫県	兵庫県	都道府県
29	埼玉県	埼玉県	都道府県	79		公益社団法人兵庫県建築士会	建築士会
30		社団法人埼玉県建築士会	建築士会	80		一般社団法人兵庫県建築士事務所協会	事務所協会
31		一般社団法人埼玉県建築士事務所協会	事務所協会	81	奈良県	奈良県	都道府県
32	千葉県	千葉県	都道府県	82	和歌山県	和歌山県	都道府県
33		一般社団法人千葉県建築士会	建築士会	83		一般社団法人和歌山県建築士会	建築士会
34		社団法人千葉県建築士事務所協会	事務所協会	84		一般社団法人和歌山県建築士事務所協会	事務所協会
35	東京都	東京都	都道府県	85	鳥取県	鳥取県	都道府県
36		公益社団法人日本建築士会連合会	建築士会	86		一般社団法人鳥取県建築士会	建築士会
37		一般社団法人東京建築士会	建築士会	87		一般社団法人鳥取県建築士事務所協会	事務所協会
38		一般社団法人東京都建築士事務所協会	事務所協会	88	島根県	島根県	都道府県
39		国土交通省住宅局建築指導課	国	89		一般社団法人島根県建築士会	建築士会
40	神奈川県	神奈川県	都道府県	90		一般社団法人島根県建築士事務所協会	事務所協会
41		一般社団法人神奈川県建築士会	建築士会	91	岡山県	岡山県	都道府県
42		一般社団法人神奈川県建築士事務所協会	事務所協会	92		一般社団法人岡山県建築士会	建築士会
43	新潟県	新潟県	都道府県	93		一般社団法人岡山県建築士事務所協会	事務所協会
44		一般社団法人新潟県建築士会	建築士会	94	広島県	広島県	都道府県
45		一般社団法人新潟県建築士事務所協会	事務所協会	95		公益社団法人広島県建築士会	建築士会
46	富山県	富山県	都道府県	96		一般社団法人広島県建築士事務所協会	事務所協会
47		公益社団法人富山県建築士会	建築士会	97	山口県	山口県	都道府県
48		一般社団法人富山県建築士事務所協会	事務所協会	98		一般社団法人山口県建築士会	建築士会
49	石川県	石川県	都道府県	99		一般社団法人山口県建築士事務所協会	事務所協会
50		一般社団法人石川県建築士会	建築士会	100	徳島県	徳島県	都道府県







## (2) システム障害とその対応について

対象期間:平成24年度

	障害発生日	現象(障害内容)	障害原因と対策	現況
共通基盤	2012/7/下旬	共通基盤システム(2号機)にて障害が発生し、新規ログインができなくなった。	原因 システムが利用するディスク領域が一時的に不足したことによる障害。	復旧済
			対策 古いログファイルを別領域に移し、システムを再起動することにより復旧。	
	2012/8/下旬	共通基盤システム(1号機)にて障害が発生し、新規ログインができなくなった。	原因 システムが利用するディスク領域が一時的に不足したことによる障害。	
			対策 古いログファイルを別領域に移し、システムを再起動することにより復旧。	
台帳・帳簿	2012/11/12	帳簿システムが早朝から稼動していなかった。	原因 原因は不明であるが、夜間に実施するシステムの再起動が正常に行われず、システムが停止状態にあった。	復旧済
			対策 システムの再起動により復旧。	
	2012/12/6	台帳DBサーバのOSが突然再起動したため、一時的に台帳システムを利用できなくなった。	原因 原因不明であるが、OSの再起動による接続の切断による。	復旧済
			対策 OSが再起動したため特に対応していない。原因も不明。	
	2013/3/11	9:30頃まで台帳DBサーバにアクセスできず、台帳システムを利用できなかった。	原因 毎日行っている夜間のindex再作成処理が朝の9:30まで長引き、その間DBにアクセスできなかったため。	復旧済
			対策 再発防止策が確定するまで夜間のindex再作成処理は停止。index再作成を今後どのように行うかは検討中。	
建築士・事務所	2012/9/24	建築士WEBサーバ(2号機)に障害が発生し、利用できなくなった。	原因 システムが利用するディスク領域が一時的に不足したことによる障害。	復旧済
			対策 該当する領域の不要ファイルを削除。その後システムの再起動を行いシステムは復旧。	
	2013/2/3 ~ 2013/2/7	建築士照会DBが利用できなくなった。	原因 毎月第1日曜日に実施しているDBのテーブル更新作業中に、作業領域が不足したことにより異常停止した。この際、照会テーブルのデータが正常更新されなかったため。	復旧済
			対策 夜間に上位のDBからデータをコピーし、照会テーブルのデータ内容を作成して復旧。	
	2013/2/6	建築士閲覧DBが利用できなくなった。	原因 DB更新中に異常が発生し、自動的に復旧動作に入ったが、復旧に際して、メモリを大量に消費し、OSが停止したため。	復旧済
			対策 サーバの再起動により暫定的に復旧。2月9日(土)にバックアップしてあったDBからデータをコピーし、閲覧テーブルを作成して復旧。	
2013/2/25	建築士システム(1号機)にて障害が発生し、一部の利用者(約5割)が建築士システムを利用できなくなった。	原因 データ取込みツールに不具合があり、1号機(取り込みツールを利用されたサーバ)OSの動作に異常を来したため。	復旧済	
		対策 建築士システム(1号機)の再起動により障害は復旧。		
通知・配信	2013/2/5	通知・報告配信システムが利用できなくなった。	原因 2/3発生の建築士システムの障害復旧のため、一時的に通知・報告配信システムのディスクをNFSにて使用。その後にNFSのアンマウントをしなかったことにより、深夜の再起動に失敗したため。	復旧済
			対策 NFSをアンマウントし、システムの再起動を実施することにより復旧。	
	2013/3/28	通知・報告配信システムが突然再起動を行い、利用者の処理(一括配信)が強制終了してしまった。	原因 システムが利用するメモリ領域不足により、OSが再起動してしまったことによる障害。	復旧済
			対策 OSの再起動が発生したため、自動的に復旧。	

### (3) 台帳・帳簿登録閲覧システム 主な改修項目 (近日リリース予定)

#### 1) 検索について【新規メニューの追加】

従来のメニューに「概要書等」を新規追加します。

台帳システムメインメニュー 2013年03月15日 16時13分 ログインユーザ:利用者03

受付 審査 進達 台帳管理 **概要書等** 定期報告 その他

概要書等  
概要書検索

概要書等⇒概要書検索

---

台帳システムメインメニュー 2013年03月15日 16時13分 ログインユーザ:利用者03

受付 審査 進達 台帳管理 **概要書等** 定期報告 その他

検索条件 【現在選択中の処理】 概要書等⇒概要書検索

検索対象  全て  自機関  他機関 (  全て  審査物件  報告物件 )

審査状況  全て  審査中  審査終了  処分済み

番号  処分番号  受付番号

区分  全て  一般  計画通知

申請内容  全て  確認申請  計画変更確認申請  中間検査申請  完了検査申請

申請対象  全て  建築物  昇降機  昇降機以外の建築設備  法第88条第1項工作物  法第88条第2項工作物

建築主

申請者等 (代理者)

構造種別の有無  全て  有  無

物件名・建物名称

住居表示

法6条1項の区分  全て  1号  2号  3号  4号

地名地番  神楽坂 2番地

主要用途区分  主要用途

構造(基本統計分類)

工事種別  全て  新築  増築  改築  移転  用途変更  大規模の修繕  大規模の模様替  建築設備の設置  その他

メモ(一面)

検索 クリア

スペース区切りにより and 検索ができます

---

台帳システムメインメニュー 2013年03月15日 16時13分 ログインユーザ:利用者03

受付 審査 進達 台帳管理 **概要書等** 定期報告 その他

検索条件 【現在選択中の処理】 概要書等⇒概要書検索

検索結果 3件(\*検索件数100件まで表示)

受付番号 処分番号 本庁・支所名	受付年月日 処分年月日 審査状況	区分 申請内容 申請対象	建築物等名称 建築主氏名 地名地番	工事種別 法区分 紐付け状況	
H23確申建築便国県00046	平成24年01月12日	一般	□□邸新築工事	新築	概要書
H23確認建築便国県00057	平成24年01月12日	確認申請	建築 次郎		物件管理
ICBA台帳テスト(特庁)	確認済	建築物	東京都新宿区神楽坂1丁目2番地	確 完	経過管理
H23確申建築便国県00029	平成23年08月30日	一般	□□邸新築工事	新築	概要書
H23確認建築便国県00041	平成23年08月30日	確認申請	建築 次郎	4号	物件管理
ICBA台帳テスト(特庁)	確認済	建築物	東京都新宿区神楽坂1丁目2番地	確 完	経過管理
H23確申建築甲乙丙支所00014	平成23年04月22日	一般	□□邸新築工事	新築	概要書
H23確認建築便国県00005	平成23年04月22日	確認申請	建築 次郎	4号	物件管理
ICBA台帳テスト(特庁)	確認済	建築物	東京都新宿区神楽坂1丁目2番地	確	経過管理

6件以上はスクロール表示

- ① 審査中・処分済等の物件を合わせて検索できます
- ② 取り止め・取り下げも出力します
- ③ 紐付け状況を表示します
- ④ 番号・地名地番・住居表示は「AかつB」という（アンド）検索が可能です
- ⑤ 概要書1～2面、添付ファイル（3面等）、処分等の概要書を出力できます（県の閲覧権限を県下の限特等と共有すると、限特で報告物件を含む概要書の閲覧が可能）

## 2) 基本統計について

基本統計について、以下のとおり改修中です。

- ①従来は、特定行政庁の件数に指定確認検査機関の件数が合算されて出力されていましたが、それぞれの件数に分けて出力します
- ②法区分が未入力のデータも（法区分未入力として）集計します
- ③適合しない旨の通知書、事項別違反件数集計を追加します
- ④従来、「ほくと」から移行したデータについては集計がうまく行かない場合があったので、その場合でも対応可能なように集計方法を改善しました

### 【改修後】

統計条件登録 2013年03月19日 10時51分 ログインユーザ:利用者03 ヘルプ 閉じる

所属機関 ICBA台帳テスト(特定行政庁)

検索条件

帳票名

帳票種類 確認件数集計表

指定期間

表示順

対象機関 組織

根拠リスト なし あり

予約登録

表示

No	帳票名	帳票種類(対象機関、指定期間、リスト)	登録日時/実行日時	登録者	状態	
1	130212TEST-不適合	適合しない旨の通知書集計 (組織、2012年度、-)	2013/02/12 14:36 2013/02/12 14:36	MDBテスト	完了	実行 修正 削除
26/26	テスト	確認件数集計表 (組織、2012年03月、あり)	2012/06/26 15:42 2012/06/26 21:00	利用者09	未	修正 削除
36/26	テスト	確認件数集計表 (組織、2012年04月、あり)	2012/06/26 15:42 2012/06/26 21:00	利用者09	未	修正 削除
46/28		確認件数集計表 (組織、2012年06月、あり)	2012/06/28 14:22 2012/06/28 21:00	利用者09	未	修正 削除
5	TEST根拠121224	確認件数集計表 (組織、2012年12月、あり)	2012/12/25 00:15 2012/12/25 08:30	MDBテスト	未	修正 削除
6	TT_H231025_建築確認棟数集計-201109	建築確認棟数集計表 (組織、2011年09月、あり)	2011/11/04 09:50 2011/11/22 21:04	☆ ICBA台帳テスト (特定行政庁):Lonest ar_☆	未	修正 削除
7	TT_H231025_申請手数料収入総額集計-201109	申請手数料収入総額集計表 (組織、2011年09月、あり)	2011/11/04 09:50 2011/11/22 21:06	☆ ICBA台帳テスト (特定行政庁):Lonest ar_☆	未	修正 削除
8	TT_H231025_確認件数集計-201109	確認件数集計表 (組織、2011年09月、あり)	2012/02/03 14:41 2012/02/03 21:00	利用者09	未	修正 削除

### 【従来】

統計条件登録 2013年03月19日 11時40分 ログインユーザ:ICBA管理者01 ヘルプ 閉じる

所属機関 ICBA

検索条件

帳票名

帳票種類 確認件数集計表

指定期間

表示順

対象機関 組織

根拠リスト なし あり

予約登録

表示

### 3) 検査率算定

従来の、「検査率算定・督促状」メニューを廃止し、新たに「データ抽出」メニューに「検査率・督促状」を組み入れます。

- ①従来、登録・更新中のデータを対象に集計していたため、システムが重くなることから、昼休みや時間外の実施をお願いしていました。これをデータ抽出と同様、前日までのバックアップデータを対象として、いつでも実施できるようにします
- ②従来の検査率算定・督促状の両機能を統一し、中間検査・完了検査の未実施物件が分かり易くなります
- ③以下の何れかで日付を指定し、データを抽出します。建築主や設計者等の連絡先も出力するので督促も容易にできます
  - ・当初確認の確認日付
  - ・当初確認の工事完了予定日（完了検査を対象とする場合）
  - ・当初確認の特定工程工事終了予定日（中間検査を対象とする場合）

#### 【改修後】 データ抽出に「検査率・督促状」を追加

#### 【従来】廃止

#### 4) データ抽出

- ①条件を10まで指定できるようにします（従来は5）
- ②AND検索、OR検索ができるようにします

The screenshot shows the '抽出条件登録' (Condition Registration) window. At the top, it displays the date '2013年03月19日 14時53分' and the user 'ログインユーザ:利用者03'. The main area is divided into two sections: '条件設定' (Condition Setting) and '印字設定' (Print Setting).

**条件設定 (Condition Setting):**

- タイトル: テスト2013
- 申請内容: 確認申請(計画変更を含む)
- 対象機関: 機関
- 申請対象: 建築物
- 区分:  一般  計画通知
- 指定年度:  指定しない  年度指定
- ステータス:  最新  確認時
- 申請日: 2012/4/1 ~ 2013/3/31
- 条件1: 地名地番 AND検索 神楽坂,2番地...
- 条件2: 建築主等氏名 OR検索 建築主,テスト建築主...
- 条件3: (empty)
- 条件4: (empty)
- 条件5: (empty)
- 条件6: (empty)
- 備考: (empty)

**印字設定 (Print Setting):**

No	印字項目
1	受付番号
2	申請日
3	元確認番号
4	元確認番号日付
5	元確認番号交付者
6	建築主等氏名
7	設計者建築士種別
8	設計者資格発行元
9	設計者登録番号
10	設計者氏名

#### 5) 自動紐付けの実施

- ①他の申請からのコピー時に、自動的に紐付けを行います
- ②配信報告の受理時に元確認番号が設定されている場合、自動的に紐付けを行います
- ③元確認番号情報も作成します（元確認番号情報が存在しない場合や、複数存在した場合には紐付け処理を行わずに、アラートを表示）
- ④自動紐付けを行うパターンは以下のとおりです

		新たな申請			
		確認	計変	中間	完了
処分済申請	確認	×	○	○	○
	計変	×	○	○	○
	中間	×	○	○	○
	完了	×	○	○	○

<○印と×印の説明>

○印：「新たな申請」が完了のとき、確認・計変・中間・完了の何れからコピーしても、紐付けを行います

×印：「新たな申請」が確認のとき、確認・計変・中間・完了からのコピーはできませんが、紐付けは行いません

#### (4) 建築士・事務所登録閲覧システム（登録） 改修項目（近日リリース予定）

平成24年度に以下の改修を行いました（平成25年4月現在テスト中）。

##### 1) 業務報告書受理時の所属建築士等変更（事務所）

所属建築士の定期講習受講確認の円滑化に資することを目的として、次の改修を実施します。

従来、建築士事務所の①更新及び②変更届を処理する際、事務所情報のほか、管理建築士及び所属建築士に関する情報を入力することができます。

しかし、③業務報告書入力時には、管理建築士及び所属建築士に関する情報を入力することができませんでした。

そこで今般、当該建築士に関する情報を①②と同様、建築士データベースから建築士情報を取得して入力することができるようにします。

また、履歴情報も残すため、①②③の何れで入力された情報かを確認することができます。

①は、建築士法第23条により5年ごとに更新しなければならない  
②は、建築士法第23条の5により2週間以内に知事宛届け出なければならない  
③は、建築士法第23条の6により毎事業年度ごとに知事宛提出しなければならない（所属建築士の氏名が報告内容に含まれる）

##### 2) 建築士・事務所相互リンク機能（建築士・事務所）

建築士システムで検索又は照会した建築士が、(a)管理建築士か、(b)所属建築士か、(c) (a) (b) 何れでもないかを表示し、(a) 又は (b) の場合は、出力された事務所番号をクリックすることにより、事務所情報照会画面に遷移します。

また、遷移した事務所情報内の所属建築士氏名をクリックすると、その建築士についての照会画面に遷移します。

##### 3) 管理建築士又は所属建築士の空白部分更新（事務所）

事務所情報を登録する際に、建築士システムへの照会・コピー機能を用いなかった場合、空白となる項目の内、以下の項目を日時で更新するプログラムを作成しています。

- ①管理建築士講習修了年月日・②管理建築士講習修了番号
- ③定期講習修了年月日（最新）・④定期講習修了番号
- ⑤構造設計一級建築士証交付番号・⑥設備設計一級建築士証交付番号



## 2. 利用料について

## 1. 趣旨

平成 25 年 1 月からの建築確認手続きにおける建築士免許登録の有無の確認等開始に伴い、共用データベースの建築士・事務所登録閲覧システムの利用者増が見込まれております。

また、建築士・事務所登録閲覧システムのご利用相談の中で、これまで同システムとセット提供してきた建築基準法令データベースについては、業務規模の小さい団体等においてその必要性が低い場合があるとのことのご意見が多く寄せられました。

このような状況を受け、I C B A では建築士・事務所登録閲覧システムの利用料を見直すことといたしました。

なお、改定後の利用料は、原則として平成 25 年 4 月 1 日からの利用にさかのぼって適用いたします。

## 2. 建築士・事務所登録閲覧システム利用料に係る今回の改定点

### (1) 利用料算定上の単価低減

利用者増を踏まえ、利用料算定基礎となる確認件数の実績 1 件あたり、いままでは 200 円でしたが、これを 150 円に低減します。

この利用料は従前どおり 80 万円を上限とします。

なお、前回総会にてご案内のとおり、確認件数が 100 件以下の場合を 0 件として扱う措置は平成 24 年度限りで終了となります。

### (2) 建築基準法令データベースの選択制

建築士・事務所登録閲覧システムとセット提供してきた建築基準法令データベースについては、利用の有無を選択できるようにします。

## 3. 改定の影響について

今回の改定に伴い、既に I C B A より発行した平成 25 年度見積金額と比較して、増額となることはありません。減額となるのは、次の場合です。

①平成 23 年度の建築物の確認件数が約 5,000 件以下の場合

②建築基準法令データベース利用を希望しない場合

なお、建築士法関係団体の利用料については、特に変更はありません。

## 4. 今後の対応

特定行政庁及び指定確認検査機関における建築士・事務所登録閲覧システム利用団体を対象として、I C B A より新利用料に基づく手続きについて順次ご案内中です。

## 5. 利用料改定内容

### (1) 利用形態

改定前	改定後
<b>利用形態①</b> (A) 台帳・帳簿登録閲覧システム (B) 通知・報告配信システム (C) 建築士・事務所登録閲覧システム (D) 建築基準法令データベース	<b>利用形態①</b> (A) 台帳・帳簿登録閲覧システム (B) 通知・報告配信システム (C) 建築士・事務所登録閲覧システム (D) 建築基準法令データベース <b>(選択可)</b>
<b>利用形態②</b> (B) 通知・報告配信システム (C) 建築士・事務所登録閲覧システム (D) 建築基準法令データベース	<b>利用形態②</b> (B) 通知・報告配信システム (C) 建築士・事務所登録閲覧システム (D) 建築基準法令データベース <b>(選択可)</b>

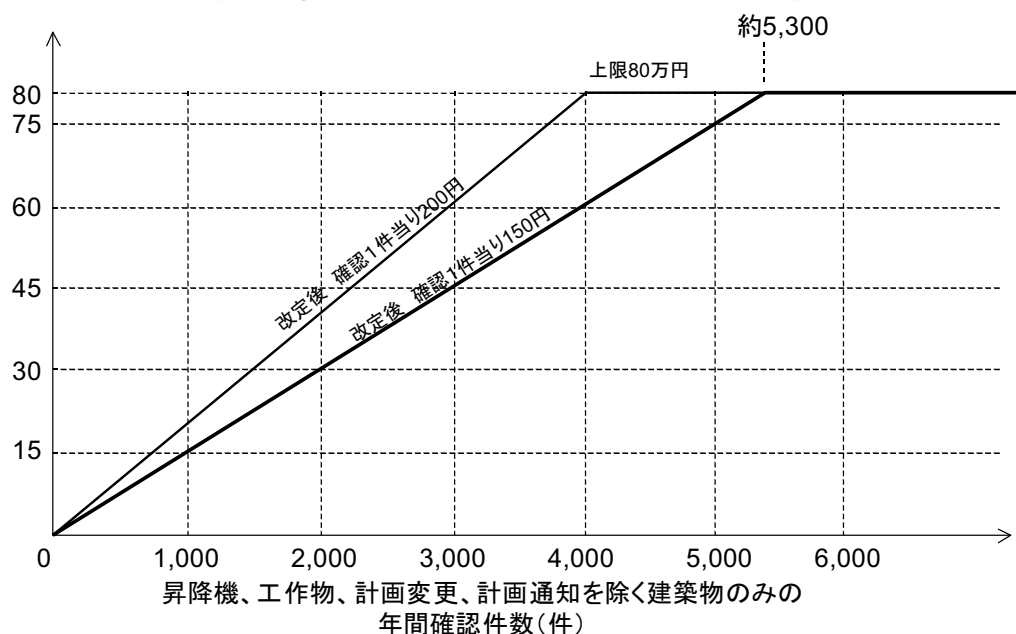
### (2) 利用料算定方法

改定前	改定後
(C) 建築士・事務所登録閲覧システム(照会) 確認1件当たり200円 (上限80万円)	(C) 建築士・事務所登録閲覧システム(照会) 確認1件当たり <b>150円</b> (上限80万円)
(D) 建築基準法令データベース 1団体当たり8万円	(D) 建築基準法令データベース 1団体当たり8万円(変更なし)

- ・利用料算定基礎となる確認件数は、**昇降機、工作物、計画変更、計画通知を除いた建築物のみの確認が対象**です。2年前の年度合計の件数を適用します。
- ・利用料算定の詳細は、下記ホームページ「導入の手引き」に掲載します。  
(改定後の利用料は近日掲載予定)

<http://www.icba.or.jp/DBkyougikai/donyu.html>

#### (参考) 確認件数と建築士・事務所登録閲覧システム利用料の関係





### 3. その他

## (1) 確認台帳等電子化支援業務及び建築行政地図情報システムについて

平成 25 年 4 月 1 日

一般財団法人建築行政情報センター  
建築行政研究所

### ICBA における確認台帳等電子化・データ移行支援業務について ＝ 建築行政共用データベース（台帳システム）＝

(一財) 建築行政情報センター建築行政研究所では、過去に実施した数多くの特定行政庁の確認台帳等電子化の経験を活かし、特定行政庁の確認台帳・建築計画概要書の電子化・データ移行の支援を行っています。主な支援のメニューとしては、以下を実施しています。

#### I ICBAによる電子化一式の受託について

緊急雇用創出推進事業やアスベスト補助金等の補助金を活用して、確認台帳等を電子化・エントリー（パンチ入力）し、共用 DB（台帳システム）に投入する電子化の一連の業務を、随意契約で ICBA に発注していただくことが可能です。

過年度において、「中間ファイル作成・投入に関する十分な技術的知見と経験を有する唯一の団体であること」を理由により、緊急雇用創出推進事業等を随意契約で受託しております。

なお、電子化の発注にあたっては、近年、「一般競争入札」が通常となっていますが、以下のような問題が生じる場合もありますので、ご注意ください。

- ・過度な価格競争の結果、所要のマンパワーが確保できなくなり、納期厳守が困難となる場合、エラーのチェックが不十分など品質に問題のあるデータが納入される可能性があります。結果的に、「安かろう悪かろう」とならないような適切な契約条件を設定することが望ましいと考えております。
- ・共用 DB に投入する「中間ファイル」の作成に関して、十分な知識や技術力を有しない業者が応札する場合があります、あとになって作業に手戻りが生じたり、余計な負担がかからないように、当初から直接 ICBA に依頼されることをお勧めします。
- ・ICBA 以外の業者が作成した中間ファイルについては、中間ファイルをチェックした結果、多数のエラー等が発見された場合、共用 DB に投入できない場合があります。

※狭あい道路整備事業についても、道路種別の標記等にも対応しています。この補助金を活用した道路台帳整備についても、一式受託が可能です。個別にご相談ください。

#### II ICBAからの電子化支援システムと中間ファイル作成サービスのご提供について

ICBA では、電子化作業そのものは、別途、特定行政庁において地元民間業者等に発注して頂くことを前提とした、以下のサービスを、原則セットでご提供しております。

この場合は、ICBA には直接随意契約して頂くこととなりますが、この方法により難しい場合は、担当者にご相談ください。

- ① 建築物台帳の電子化に関して、全国のどこからでも ASP 上で利用できる「電子化支援システム」の提供

台帳等様式が、特定行政庁によって異なることから、自治体ごとのニーズにカスタマイズされた「電子化支援システム」の活用により、手戻り作業を無くし、データの品質や作業効率を上げることが可能です。本システムは、ASPで提供します（別添のパフレット参照）。

② 「電子化支援システム」により電子化されたデータを共用DBへの移行するための「中間ファイルの作成・投入サービス」の提供

共用DBに投入する中間ファイルを作成するには、一定の必須項目の入力やデータ仕様（入力文字、日付形式、データの重複ルール等の入力規則）を満足するXMLファイルを作成する必要があるため、一定の専門的な知識と経験が必要となります。

この場合、所要の費用については、各特定行政庁の作業内容（台帳等の書式、データ件数、入力項目数、PDF添付の有無、作業期間等）に応じて、個別にカスタマイズしてサービス提供する場合、提供金額は個別見積もりとしていますが、基本的なケースでは、①+②で原則200万円（税抜き）としています。

### III 既存のExcel、Accessや独自システムの共用DB等へのデータ移行

過年度に実施された既存の電子データ（CSV、Excel、Accessなど）を移行する場合は、件数・データサンプル等をもとに、個別に見積もりします。この場合、ヒューマンエラーにより混入したデータの修正方法について事前に協議する必要があります。なお、これから新規にデータを電子化する場合は、データの品質を高め、手戻り作業を無くすために、上記のIの方法により、電子化を進めることを強くお勧めします。

その他、電子化・データ移行等について、ご留意いただきたいこと等を、以下にまとめましたので、ご参考にしてください。

① 補助対象について

アスベスト補助金（補助率 10/10）の一環として、台帳等の電子データを電子化し、共用DB等に移行・投入することを補助対象とすることができます。ただし、当然、最終的には「アスベスト台帳」を作成することが、補助金の最終的な目的となりますので、ご留意ください。この場合、戸建て住宅、木造建築物をふくめた全ての確認情報の電子化等が補助の対象とすることができます。

② 移行のタイミングについて

「共用DB（台帳システム）」の導入の際に、アスベスト補助金等で電子化したデータの共用DBへの移行予定の時期がずれる場合と、同時に実施する場合には、それぞれ長所・短所がありますので、どちらが良いか担当者にご相談ください。

③ 「電子化支援システム」の継続利用について

電子化支援システムを、業務終了後の後年度においても、登記簿情報の管理も含めて、引き続き「アスベスト台帳」管理用のASPシステムとして提供することも可能ですので、必要があれば、担当者までご相談ください。

問合せ先 （一財）建築行政情報センター建築行政研究所 立花・松浦・磯永

TEL03-5205-6132 e-mail: gr-kenkyu@icba.or.jp

確認台帳等・概要書電子化・既存データ(CSV)移行 実績一覧

平成25年4月1日

No	年度	特定行政庁	データ件数 (万件単位)	業務内容	補助金等
1	21	都道府県	30	概要書入力:20万件(S46-H5) 概要書PDF化:30万件(S46-H20)	緊急雇用
2	22	市町村	3.3	確認台帳等電子化一式	緊急雇用
3	22	都道府県	29.2	入力支援ツール提供 および入力支援ツールからのデータ移行	アスベスト
4	22	都道府県	8.8	入力支援ツール提供 および入力支援ツールからのデータ移行	アスベスト
5	22	市町村	3.6	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
6	22	市町村	7.9	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
7	22	市町村	1.9	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
8	22	都道府県	6.6	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	アスベスト
9	22	市町村	6.5	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	アスベスト
10	22	市町村	1.8	確認台帳等電子化一式	アスベスト
11	22	市町村	3.8	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	アスベスト
12	22	都道府県	3.5	電子化支援システム提供 および電教化支援システムからの共用DBデータ登録	アスベスト
13	22	都道府県	6.25	電子化支援システム提供 および電教化支援システムからの共用DBデータ登録	アスベスト
14	22	市町村	0.3	電子化支援システム提供 および電教化支援システムからの共用DBデータ登録	アスベスト
15	22・23	市町村	2.8	確認台帳等電子化一式 登記情報調査	アスベスト
16	23	市町村	4	確認台帳等・概要書電子化一式	アスベスト
17	23	市町村	4.5	確認台帳等電子化一式 登記情報調査	アスベスト
18	23	都道府県	60	確認台帳等・概要書電子化マネジメント(確認台帳等電子化支援)	アスベスト
19	23	特別区	3.5	確認台帳等・概要書電子化一式 住宅地図整理	緊急雇用
20	23	特別区	2.9	電子化支援システム提供 および電教化支援システムからの共用DBデータ登録	緊急雇用
21	23	市町村	台1.3概4.4	確認台帳等電子化一式	緊急雇用
22	23	都道府県	8.7	電子化支援システム提供 および電教化支援システムからの共用DBデータ登録	アスベスト
23	23	都道府県	18.3	電子化支援システム提供(csvデータの変換) および電教化支援システムからの共用DBデータ登録	アスベスト
24	23	市町村	10.0	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	アスベスト
25	23	市町村	5.0	電子化支援システム提供 および電教化支援システムからの共用DBデータ登録	単独費
26	23	市町村	4.5	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	緊急雇用
27	23	市町村	5.0	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	緊急雇用
28	23	市町村	5.0	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
29	23	市町村	2.0	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	アスベスト
30	23	都道府県	4	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
31	23	市町村	2.0	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
32	23	都道府県	0.17	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
33	23	都道府県	20.0	電子化支援システム提供 および電教化支援システムからの共用DBデータ登録	アスベスト
34	23	都道府県	39.0	電子化支援システム提供 および電教化支援システムからの共用DBデータ登録	アスベスト
35	23	市町村	3.0	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
36	24	市町村	21.5	確認台帳等・概要書電子化マネジメント・アスベスト台帳整備 (確認台帳等電子化支援)	アスベスト
37	24	都道府県	19.5	電子化支援システム提供(建築物台帳、定期報告台帳) および電子化支援システムからの共用DBデータ登録	単独費
38	24	都道府県	10.5	確認台帳等電子化マネジメント業務 (アスベスト台帳データベース作成支援)	アスベスト
39	24	都道府県	15.0	台帳・概要書PDFファイル登録マネジメント業務	アスベスト
40	24	市町村	10.5	確認台帳等電子化マネジメント業務	緊急雇用





## ■ システムの特徴

- ⊕ アスベスト対策のための、現住所特定作業が可能な地図システム(オプション)を利用することが可能です。
- ⊕ 大量のデータを一定のルール(入力制限や必須項目の設定)の元に、確実かつ迅速な入力が可能です。
- ⊕ 「平成」等元号の入力時基本設定を利用者毎にカスタマイズできるなど、補助機能も充実しています。
- ⊕ 択一選択、複数選択等の項目や表示順番を整備する画面を実装しています。
- ⊕ 入力項目については、それぞれの特定行政庁の確認台帳に応じてカスタマイズいたします。
- ⊕ 年代別に複数の異なる様式がある場合も対応可能です。利用者毎に様式を設定・変更できます。
- ⊕ 作業の流れを「入力済」→「チェック済」のようにステータスで管理することが可能です。ステータスは作業し易いように変更できます。なお、チェック作業は一度に100件ずつ、画面に表示して行えます。
- ⊕ 入力後、入力内容の確認を、別の担当者が行う場合などに専用のフラグの設定も可能です。さらに、必要に応じて、行政庁の担当者がお手元のパソコンにおいて容易に修正が可能です。
- ⊕ どの利用者が何を入力したか、1日何件入力したか、何時作業を行ったのかなど、作業進捗状況の管理や作業する方の勤怠管理も容易です。
- ⊕ 複数の場所、あるいは定まった時間外で入力作業を実施する場合など、トータルの作業管理が容易です。
- ⊕ 複数の作業チームで別々の管理を行いながら、行政庁側で一元管理(チェック)を行うことも容易です。
- ⊕ 入力データは暗号化され、インターネット回線を利用してセキュリティのしっかりしたサーバに格納されるとともに、毎日のデータは自動的にバックアップされますので、不測の事態にも安心です。
- ⊕ 作業環境のIPアドレスを制限することが可能ですので、その環境以外のコンピュータではログインすることができません。さらに、細かい権限設定で、入力データをダウンロードする権限を持つ人を限定できます。
- ⊕ 本システムを利用すれば確認台帳のデータ参照が容易です(閲覧権限のみの設定も可能です)。

## ■ 所要費用

電子化支援システムのご利用と、データ変換(中間ファイル作成)及び共用DBへのデータ投入は原則、セットとなります。ゼンリンの紙の地図等に、敷地や確認番号などを記入して運用されている場合には、わずかな費用と手間です。これらの情報も電子化が可能です。

- (1) 電子化支援システム利用 + 中間ファイル作成及び共用DBデータ投入費用 : 個別見積り(※1)
- (2) 上記費用 + 地図(位置特定、敷地作図)機能 : 個別見積り(※2)

(※1) 許認可、定期報告その他の台帳やPDFとの紐付けがある場合など、各行政庁様のニーズに応じてお見積りいたします。更に、電子化支援システムの機能・項目数・利用期間・利用人数等によっても費用は異なります。「建築計画概要書」等も対応可能です。

(※2) アスベスト対策のための機能ですので、当機能も10/10の補助対象となります。

当システムは、電子化作業が終了後において、次年度以降もご利用いただくことが可能です。その場合には、地図上から、概要書PDFの閲覧、検索した物件を地図上に表示することができるなどの機能を利用することが可能です。詳しくは「建築行政地図情報システム」のご案内資料をご参照ください。

### 問合せ先

ICBA 一般財団法人建築行政情報センター  
建築行政研究所 立花・磯永 E-mail: [gr-kenkyu@icba.or.jp](mailto:gr-kenkyu@icba.or.jp)  
TEL: 03-5206-6132(直通)  
TEL: 03-5225-7701(代表)

# 建築計画概要書等・地図連携システム 建築行政地図情報システム

( 建築行政台帳補助システム )

2013.4.1

一般財団法人 建築行政情報センター  
建築行政研究所

一般財団法人 建築行政情報センター

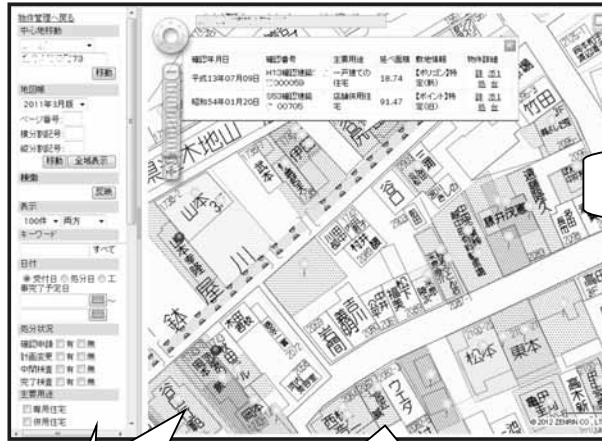
## ■ システムの特徴

建築行政地図情報システム

特定行政庁で行う建築行政の実務と、地図システムで行えることとの関係を示す(一部指定確認検査機関でも利用可)。



一般財団法人 建築行政情報センター



- 直感的な操作性で誰でもすぐ使える
- インターネットが使えるパソコンがあればOK
- 共用DB(台帳システム)との自動データ連携
- 道路情報のインターネット公開ができる

様々な検索機能で、目的の道路を選定できます。その付近の住所を入力することで、目的の場所をすばやく表示すること、ズームアップやダウン機能で探すことも容易です。

行政庁内では、建築物表示と併せての利用が可能です。

地図上の表示情報から、詳細情報、PDF(概要書)の閲覧、処分概要書の出力、台帳記載証明書の作成が簡単にできます。

豊富な検索機能で、特定の設計者の物件や大規模建築物の特定も容易です。

ピンをクリックすれば、その物件の情報が表示されます。ポリゴン(敷地)をクリックすれば、その敷地内にあるピンを含む全ての情報が表示されます。複数の申請が一覧表示されることで、確実に目的の申請を特定できます。

道路クリックで、道路調書の閲覧が可能です。添付資料の閲覧(PDFや画像)も閲覧可能です。

道路は、道路ごとにWeb公開をするか、しないかを設定できます。

行政庁ごとに、どこまでの内容を公開するかを個別カスタマイズできます。例えば道路種別まで、あるいは調書の表示までなど。もちろん行政庁内では全ての情報が閲覧、編集が可能です。

## 建築物情報閲覧

## 道路情報閲覧

一般財団法人 建築行政情報センター

建築行政地図情報システムの物件検索機能の画面イメージです。建築行政台帳補助システムも同様。

**基本検索項目:**  
キーワード検索はスペースで区切ることで複数ワードの検索が可能です。検索対象項目を指定することも可能です。  
検索対象は共用DB上に登録されている情報です。

**詳細検索項目:**  
通常は表示ませんが、詳細検索をクリックした際に、入力項目を表示します。選択項目はマスターデータにて増減できます。  
検索対象は共用DB上に登録されている情報です。

**地図作業検索項目:**  
位置指定に関する項目、行政庁様オリジナルの物件に関するフラグ(物件情報)に関する検索が可能です。  
検索対象は地図システム上に登録されている情報です。

### 建築行政地図情報システム

ホーム 物件管理 物件検索 地図検索 新規物件 マスターデータ管理 ユーザー管理 ログアウト  
このころは、〇〇さん

#### 物件検索

キーワード  全て

審査・報告種別 審査 一般計画区分 確認申請 物件種類 建築物 申請区分 確認申請

受付年度 平成 受付番号  ~  取止め・取下げを含む

確認年度 平成 確認番号  ~

物件日付 確認日  ~

用途地域  第一種住居専用地域  第二種住居専用地域  住居地域  近隣商業地域  商業地域  準工業地域  工業地域(第二種特別工業地区)  第一種低層住居専用地域  第一種中高層住居専用地域  第二種中高層住居専用地域  第一種住居地域  準工業地域(特別工業地区)

防火地域  防火  準防火

その他の区域地域  新防火地域  高度地区(第一種)  高度地区(第二種)  高度地区(第三種)  その他

主要用途  専用住宅  長屋  併用住宅  共同住宅  倉庫  車庫  事務所  その他

工事種別  新築  増築  改築  移転  用途変更  大規模の修繕  大規模の模様替  その他

地上階数  ~

敷地面積(m2)  ~

延べ面積(m2)  ~

位置特定  ポリゴン有  ピン有  位置情報無

物件情報  アスベスト調査対象物件  ○○物件

位置物件情報日付 最終編集日時  ~

位置物件情報登録者 最終編集者 すべて 検索対象 ゴミ箱物件を除く 表示件数 30件

確認日、受付日、完了予定年月日で検索可能です。

## ■ 物件検索結果一覧イメージ

物件検索後の物件一覧表示。この一覧から、詳細表示、地図表示、概要書閲覧、各種帳票を出すことも可能です。建築行政台帳補助システムも同様。

28125件中1~10件目を、受付年月日の降順で表示しています。 後の10件→

↓ 受付年月日	受付番号	建築主	建築地	↓ 主要用途	↓ 構造	↓ 延べ面積	地上階数	地下階数	↓ 最終更新日時
平成24年02月21日	H23確変建築第1000号	株式会社	東京都中央区本町2-403-1	共同住宅	RC(鉄筋コンクリート造)	2392.130	5		2012/10/24 14:27
平成24年02月20日	H23確申建築第1000号	株式会社	東京都中央区本町1-128-30	専用住宅	W(木造)	92.590	3		
平成24年02月20日	H23確申建築第1000号	株式会社	東京都中央区本町2-67-50	専用住宅	W(木造)	100.810	2		
平成24年02月20日	H23確申建築第1000号	株式会社	東京都中央区本町1-83-16	専用住宅	W(木造)	92.330	2		
平成24年02月20日	H23確申建築第1000号	株式会社	東京都中央区本町2-1276-1の一部	長屋	W(木造)	246.290	2		
平成24年02月15日	H23確申建築第1000号	株式会社	東京都中央区本町2-240-1	寺院	RC(鉄筋コンクリート造)	995.420	3		
平成24年02月15日	H23確申建築第1000号	株式会社	東京都中央区本町4-87-7	専用住宅	木造(2×4)	70.790	3		

28125件中1~10件目を、受付年月日の降順で表示しています。 後の10件→

物件検索結果画面一覧は、検索画面の下に表示されます。すなわち、結果一覧画面を上スクロールすることで、再度検索条件を追加、削除しての再建築が可能です。

「詳細」をクリックすることで、その物件の詳細情報を閲覧することができます。台帳記載証明書の発行や概要書PDFの閲覧なども、ここでを行います。

検索結果一覧は、各項目横の矢印をクリックすることで、その表示順番を変えることができます。

抽出した物件情報をCSVデータとしてエクスポートする機能を実装することも可能です。

抽出した物件詳細情報をまとめて閲覧したり、印刷する機能を実装することも可能です。

## ■ 地図機能(地図表示領域 その1)

建築行政地図情報システムの地図検索機能についての基本仕様画面は、左側に操作・表示領域、右側に地図表示領域となります。

レイヤ表示で、住宅地図や他地図データを表示した際に、Google Map (ベースマップ) 上に透過して表示することが可能です。その透過率はスライドバーで任意に設定できます

Google Map (ベースマップ) で提供している航空写真を表示することが可能です。

ストリートビューが利用できる場所は、利用可能です。

拡大縮小、移動は、Google Mapの機能と同じです。

この領域で、表示設定や検索等を行い、その結果が右側の地図表示領域に反映されます。

ピンやポリゴンの上にカーソルを置くと確認番号が表示され、クリックするとその物件の概要がポップアップで表示されます。その中の一番下、「詳」をクリックすると、物件詳細情報が閲覧できます。「添1」は概要書PDF等添付図書を閲覧することができます。なお、台帳記載証明は「詳」をクリック後に発行することが可能です。

## ■ 地図機能(地図表示領域 その2)

ポリゴン(敷地形状)作成を行った場合、以下のような表示になります。

確認年月日	確認番号	主要用途	延べ面積	敷地情報	物件詳細
平成5年08月23日	H06確認建築 0077	一戸建ての住宅	175.39	【ポリゴン】特定(新)	註 添1 処 台
平成1年03月31日	S63確認建築 00410	専用住宅	155.26	【ポリゴン】特定(新)	註 添1 処 台
昭和59年09月18日	S59確認建築 00015	事務所併用住宅	21.32	【ピン】特定(旧)	註 添1 処 台
昭和51年06月09日	S51確認建築 00131	専用住宅	45.42	【ポリゴン】特定(新)	註 添1 処 台

ポリゴン(敷地形状)の上でクリックをすると、そのクリックした場所にかかる全てのポリゴン(敷地)と、そのポリゴン上にある全てのピンに紐づく物件情報が一覧表示されます。

例えば、同じ敷地で、増改築の申請が何度も出されたりした場合に、一覧表示されるので、的確に目的の申請情報を閲覧することが可能です。

なお、この欄にどのような情報を載せるのかは、行政庁様と協議して決定します。

ポリゴンやピンの色は凡例に従います。

これら分類は行政庁様との協議により、決定します。

## ■ 地図機能(操作・表示領域 その1)

操作・表示領域はタブにて切り替えが可能です。

**検索**

- 「反映する」ボタンをクリックで、下記の条件に合った物件だけを地図上に表示します。
- 現在地図上に表示されている物件の内、対象のキーワードが物件情報に含まれるものだけを表示します。検索対象の項目を建築主や設計者等限定できます。
- 受付あるいは確認日を限定した表示が可能です。(例)H5年~H8年に確認が下りた物件のみを表示。
- 例えば確認は下りたが、完了検査済証を出していないところを、地図上で一覧表示したりすることも可能です。
- チェックした用途である物件のみを表示します。(例)事務所のみなど
- チェックした構造である物件のみを表示します。(例)鉄骨造のみなど
- 法6条1項区分での物件表示が可能です。
- 延床面積を指定しての物件表示が可能です。

**検索結果**

- 地図内に表示されている物件件数が表示されます。
- 検索した結果、対象となった物件が地図上に表示されますが、その物件の詳細情報がこのタブに表示されます。例えば、数十の中から少し詳しい内容を確認しながら物件を特定したい時などに便利です。
- 地図との境をクリックし左右に動かすことで、表示領域を変更することが可能です。
- 「物件詳細」をクリックすると、その物件の詳細情報が閲覧できます。概要書PDFの閲覧、台帳記載証明書の発行などはここから行います。

操作・表示領域はタブにて切り替えが可能です。

**Info**

地図の中心点の住所情報が表示されます。

その行政庁の全域を表示したり、地区全域を表示したりすることが可能です。

年度ごとの住宅地図、その他地図データ、航空写真など、レイヤとして地図に重ねることが可能です。

ベースマップはGoogleとなります。

ゼンリンとの契約で、ゼンリン紙地図のページおよびメッシュ情報の入力から、その場所を表示することができます。

**表札検索**

ゼンリンとの契約で、ゼンリンが保有する建物情報を閲覧することが可能です。

検索はゼンリンが保有する表札に対して可能です。

左図は、「木村」様を検索した際の結果です。

移動をクリックすると、地図の中心にその対象が表示されます。

※これは、各行政庁様が入力されたデータとは無関係です。

**凡例**

地図上に表示されるピンやポリゴンの色に関する説明です。

この色分けは、行政庁ごとにカスタマイズすることが可能です。

# ■ 台帳記載証明書とPDFについて

地図上から簡単に台帳記載証明書などのオリジナル帳票の発行と、PDFの閲覧・印刷が可能です。建築行政台帳補助システムの場合は地図がありませんが、同様のことが可能です。

**建築確認台帳証明書**

各行政庁オリジナルの様式に合わせます。

建築主等必要事項をセットします。

申請書も同時に作成することも可能です。

出力後の内容修正にも対応しています。

知事等不在時に他のテンプレートを利用することが可能です。

自動採番機能もご相談に応じて実装可能です。

印影を画像として取り込むことも可能です。

概要書や過去の紙の台帳のPDFを、入力データに関連付けることで閲覧可能となります。





# ■ 物件詳細情報 イメージその3

## 【建築物例】

建築行政地図情報システムの物件詳細情報についての画面のイメージです。

処分等の概要情報、地図情報、その他は右図のような感じとなります。

物件位置を特定(ポリゴン作成を含む)することで、「地図情報」に情報が書き込まれます。

絶対的な位置情報として、緯度経度情報が登録されることで、常に最新の地図上に、その位置がプロット(表示)されます。

建築行政台帳補助システムの場合は、地図表示機能(物件位置特定情報)がありません。

共用DBで管理できない項目は、こちらで管理します。



一般財

13

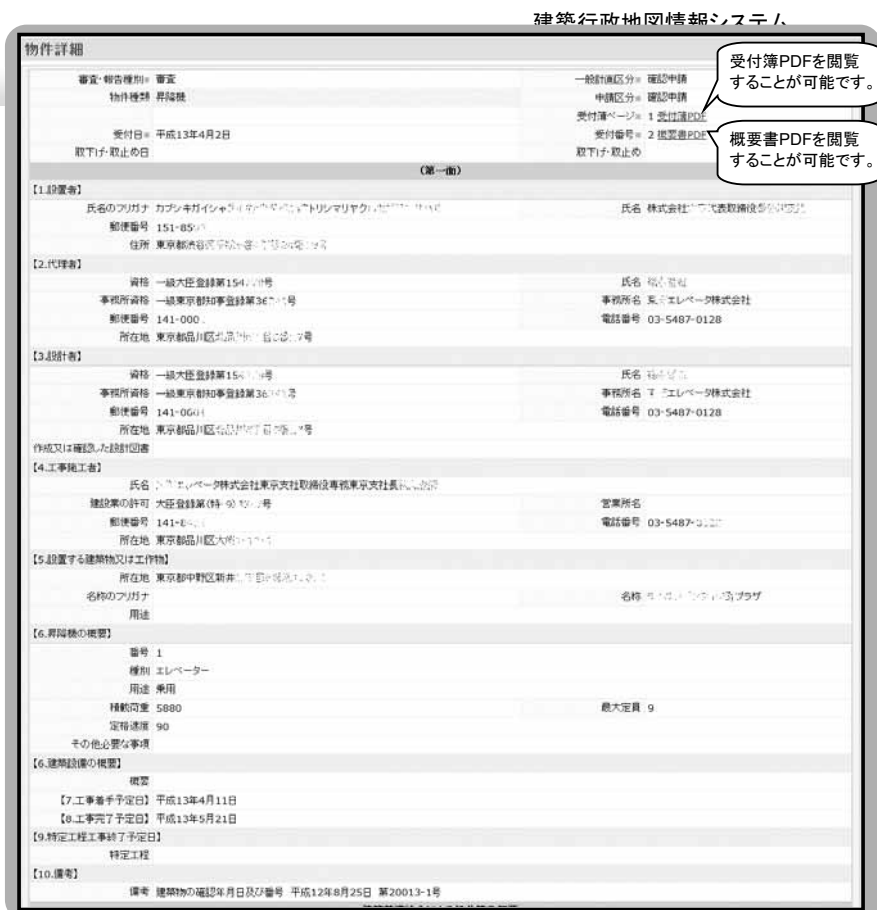
# ■ 物件詳細情報 イメージその4

## 【昇降機例】

建築行政地図情報システムの物件詳細情報についての画面のイメージです。

物件区分情報と、第一面情報は右図のような感じとなります。

建築行政台帳補助システムの場合も同様。



一般財団法人 建築行政情報センター

14

# ■ 物件詳細情報 イメージその5

## 【工作物例】

建築行政地図情報システムの物件詳細情報についての画面のイメージです。

物件区分情報と、第一面情報は右図のような感じとなります。

建築行政台帳補助システムの場合も同様。

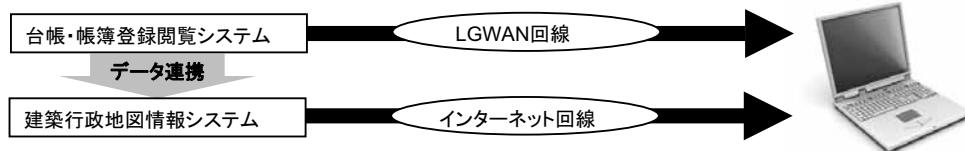
# ■ システムご提供に関して

建築行政地図情報システム

建築行政地図情報システムのご提供に関して、注意点その他を記述しています。

## 》 建築行政地図情報システムは、インターネットASPサービスとなります。

台帳・帳簿登録閲覧システムは、LGWAN利用のASPサービスです。当システムは汎用的なベースマップを利用した仕組みですので、インターネットASPサービスとなります。ただ、台帳・帳簿登録閲覧システムに登録したデータは、自動的に建築行政地図情報システムに登録されますので、一体的な運用が可能です。インターネット回線に接続するにあたっては、個人情報保護審査会の要求水準を満たす十分な安全対策を講じます。



※この仕組みを利用することで、台帳・帳簿登録閲覧システムとデータ連携することが可能となっており、地図システムをご利用でない場合でも、「建築行政台帳補助システム」として、ご利用することが可能です。これにより、台帳・帳簿登録閲覧システムにタンキングしたデータを有効活用して独自運用に対応したサービスを提供することが可能です(独自様式台帳記載証明書発行・防災査察台帳・アスベスト台帳etc)。

## 》 ベースマップは、Google Mapsとなります。

ベースマップはGoogle mapsとなります。オプションでゼンリン表札情報が利用可能です。

■Google maps ... 航空写真やストリートビューの利用も可能です。

※ゼンリン住宅地図の利用で、最新の表札情報の閲覧や検索が可能となります。

※Google mapもゼンリンより情報を受けているため、ゼンリンと同様の表札(但し、集合住宅名称や公共建築物のみ)や家型等の表示が見ることができます。

※ゼンリンは、市区町村単位の契約となります(別途費用)。

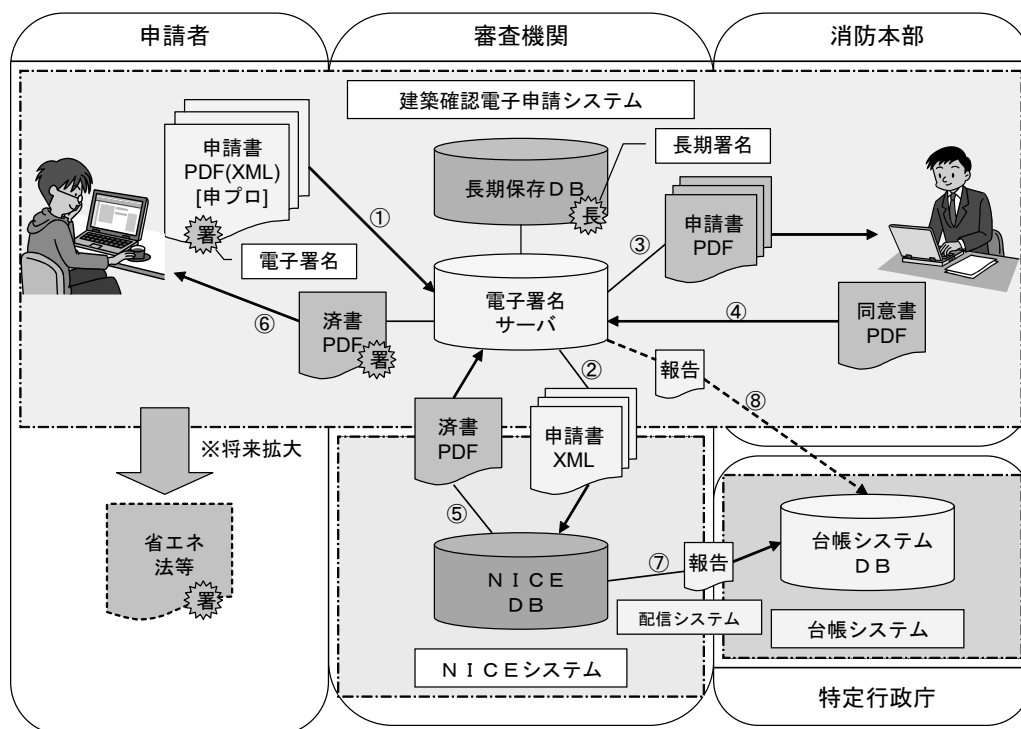
## (2) 建築確認検査に係る電子申請について

建築確認検査に係る電子申請は、申請者の負担軽減、審査側の業務の迅速化・効率化、関係者による図書・データの相互利活用等の面からひろくメリットがあると考えられ、その実現・普及が多くの関係者によって期待されています。このため、ICBAにおいては、平成23年度から学識経験者、特定行政庁、消防本部、指定確認検査機関有志等のメンバーからなる「ICBA建築確認電子審査・図書保存研究会」を立ち上げ、電子申請実現に必要な①業務上の課題、②制度上の課題、③技術・情報システム上の課題を整理するための検討を重ねてきました。平成24年度までに、現状の紙文書による確認検査と電子データによるそれとを比較した実証実験を実施し、電子申請の実務運用フローや注意点、電子証明書の要件等についてのガイドラインをとりまとめました。平成25年度からそれらの成果を活かして、共用データベースシステムと連携した電子申請に必要な電子証明書の発行及び電子申請システムの提供に関する業務の具体化を進めています。

### 【電子申請システムの機能】

- ① 設計者、建築主に電子証明書を提供する認証局機能
- ② 設計者、建築主の多重電子署名機能
- ③ 申請側と審査側との申請図書データ（PDF・XMLファイル等）の共有・交換・長期保存機能
- ④ 共用データベースシステムとの接続機能 等

建築確認電子申請システムによるオンライン申請のイメージ





## 参考資料



# 建築行政共用データベースシステム連絡協議会入会状況

平成25年4月1日 現在

都道府県区域	特定行政庁							指定確認検査機関				建築士法関係				その他	合計
	都道府県	政令市	4条1項	4条2項	限特	特別区	計	大臣指定	地整指定	知事指定	計	国・地整	建築士会	事務所協会	計		
北海道	1	1	0	2	15	0	19	0	0	3	3	1	0	1	2	0	24
青森県	1	0	1	2	0	0	4	0	0	1	1	0	1	1	2	0	7
岩手県	1	0	1	0	6	0	8	0	0	1	1	0	0	0	0	0	9
宮城県	1	1	0	2	0	0	4	0	0	2	2	1	0	0	1	0	7
秋田県	1	0	1	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	1	0	4
山形県	1	0	0	1	2	0	4	0	0	1	1	0	0	0	0	0	5
福島県	1	0	2	0	2	0	5	0	0	0	0	0	1	1	2	0	7
茨城県	1	0	0	5	0	0	6	0	1	2	3	0	1	0	1	0	10
栃木県	1	0	1	6	0	0	8	0	0	1	1	0	1	0	1	0	10
群馬県	1	0	0	1	1	0	3	0	0	1	1	0	1	1	2	0	6
埼玉県	1	1	2	4	14	0	22	0	1	1	2	1	1	1	3	0	27
千葉県	1	1	5	4	10	0	21	0	2	1	3	0	0	0	0	0	24
東京都	1	0	1	2	0	19	23	11	5	1	17	1	2	2	5	1	46
神奈川県	1	3	3	6	0	0	13	4	1	2	7	0	1	1	2	0	22
新潟県	1	1	1	2	0	0	5	0	0	2	2	1	1	0	2	0	9
富山県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	1	1	2	0	5
石川県	1	0	0	0	2	0	3	0	0	1	1	0	0	0	0	0	4
福井県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3
山梨県	1	0	0	1	1	0	3	0	0	2	2	0	0	0	0	0	5
長野県	0	0	1	1	2	0	4	0	0	1	1	0	1	1	2	0	7
岐阜県	1	0	1	2	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
静岡県	1	2	0	4	7	0	14	0	0	1	1	0	0	1	1	0	16
愛知県	1	1	5	0	11	0	18	0	0	1	1	1	0	1	2	0	21
三重県	1	0	2	3	1	0	7	0	0	1	1	0	0	0	0	0	8
滋賀県	1	0	1	6	0	0	8	0	1	1	2	0	0	1	1	0	11
京都府	1	1	0	1	0	0	3	0	2	0	2	0	0	0	0	0	5
大阪府	1	2	6	5	0	0	14	3	6	1	10	1	1	0	2	0	26
兵庫県	1	1	2	3	0	0	7	0	3	1	4	0	0	1	1	0	12
奈良県	1	0	1	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	1	0	5
和歌山県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
鳥取県	1	0	0	3	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
島根県	1	0	0	2	4	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
岡山県	1	0	1	5	0	0	7	0	0	0	0	0	1	0	1	0	8
広島県	1	1	1	2	1	0	6	1	1	1	3	1	1	0	2	0	11
山口県	1	0	0	5	2	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
徳島県	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
香川県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	2	0	4
愛媛県	1	0	1	3	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
高知県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3
福岡県	1	2	1	1	0	0	5	0	1	1	2	1	0	1	2	0	9
佐賀県	1	0	0	1	0	0	2	0	0	1	1	0	0	1	1	0	4
長崎県	1	0	2	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	1	1	0	6
熊本県	1	1	0	2	0	0	4	0	0	1	1	0	0	0	0	0	5
大分県	1	0	1	4	0	0	6	0	0	1	1	0	0	1	1	0	8
宮崎県	1	0	0	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
鹿児島県	1	0	0	0	2	0	3	0	0	1	1	0	0	1	1	0	5
沖縄県	1	0	1	4	0	0	6	0	0	1	1	1	0	0	1	0	8
会員機関合計	46	19	50	100	87	19	321	19	24	39	82	11	15	22	48	1	452

機関総数	47	20	68	140	153	23	451	22	36	69	127	11	48	48	107	1	686
入会率	98%	95%	74%	71%	57%	83%	71%	86%	67%	57%	65%	100%	31%	46%	45%	-	66%

# 建築行政共用データベースシステム 連絡協議会会員一覧

平成25年4月1日現在

特定行政庁																																	
No	区	域	機	関	名	区	分	No	区	域	機	関	名	区	分	No	区	域	機	関	名	区	分										
1	北	海	道	北	海	道	都	道	府	県	51	茨	城	県	土	浦	市	4	条	2	項	101	千	葉	県	鎌	ヶ	谷	市	限	特		
2				札	幌	市	政	令	市		52			日	立	市	4	条	2	項	102				印	西	市	限	特				
3				常	広	市	4	条	2	項	53			取	手	市	4	条	2	項	103				習	志	野	市	限	特			
4				苫	小	牧	市	4	条	2	項	54	栃	木	県	栃	木	県	都	道	府	県	104				茂	原	市	限	特		
5				長	沼	町	限	特		55			宇	都	宮	市	4	条	1	項	105				流	山	市	限	特				
6				余	市	町	限	特		56			佐	野	市	4	条	2	項	106				木	更	津	市	限	特				
7				北	斗	市	限	特		57			那	須	塩	原	市	4	条	2	項	107				成	田	市	限	特			
8				東	神	楽	町	限	特	58			小	山	市	4	条	2	項	108	東	京	都	東	京	都	都	道	府	県			
9				厚	岸	町	限	特	59				鹿	沼	市	4	条	2	項	109				町	田	市	4	条	1	項			
10				北	広	島	市	限	特	60				足	利	市	4	条	2	項	110				調	布	市	4	条	2	項		
11				白	老	町	限	特	61					栃	木	市	4	条	2	項	111				日	野	市	4	条	2	項		
12				標	茶	町	限	特	62	群	馬	県	群	馬	県	都	道	府	県	112				杉	並	区	特	別	区				
13				美	唄	市	限	特	63				桐	生	市	4	条	2	項	113				豊	島	区	特	別	区				
14				赤	平	市	限	特	64				藤	岡	市	限	特	114							江	戸	川	区	特	別	区		
15				士	別	市	限	特	65	埼	玉	県	埼	玉	県	都	道	府	県	115				北		区	特	別	区				
16				名	寄	市	限	特	66				さ	い	た	ま	市	政	令	市	116				板	橋	区	特	別	区			
17				滝	川	市	限	特	67				川	越	市	4	条	1	項	117				足	立	区	特	別	区				
18				砂	川	市	限	特	68				川	口	市	4	条	1	項	118				葛	飾	区	特	別	区				
19				富	良	野	市	限	特	69				草	加	市	4	条	2	項	119				洪	谷	区	特	別	区			
20	青	森	県	青	森	県	都	道	府	県	70			春	日	部	市	4	条	2	項	120				荒	川	区	特	別	区		
21				青	森	市	4	条	1	項	71			新	座	市	4	条	2	項	121				新	宿	区	特	別	区			
22				弘	前	市	4	条	2	項	72			熊	谷	市	4	条	2	項	122				墨	田	区	特	別	区			
23				八	戸	市	4	条	2	項	73			坂	戸	市	限	特	123				港		区	特	別	区					
24	岩	手	県	岩	手	県	都	道	府	県	74			八	潮	市	限	特	124				世	田	谷	区	特	別	区				
25				盛	岡	市	4	条	1	項	75			久	喜	市	限	特	125				台	東	区	特	別	区					
26				宮	古	市	限	特	76				富	士	見	市	限	特	126				江	東	区	特	別	区					
27				花	巻	市	限	特	77				蓮	田	市	限	特	127							品	川	区	特	別	区			
28				北	上	市	限	特	78				鶴	ヶ	島	市	限	特	128				目	黒	区	特	別	区					
29				一	関	市	限	特	79				松	伏	町	限	特	129							大	田	区	特	別	区			
30				釜	石	市	限	特	80				ふ	じ	み	野	市	限	特	130				中	央	区	特	別	区				
31				奥	州	市	限	特	81				秩	父	市	限	特	131	神	奈	川	県	神	奈	川	県	都	道	府	県			
32	宮	城	県	宮	城	県	都	道	府	県	82			飯	能	市	限	特	132							相	模	原	市	政	令	市	
33				仙	台	市	政	令	市	83				戸	田	市	限	特	133							横	浜	市	政	令	市		
34				塩	竈	市	4	条	2	項	84			朝	霞	市	限	特	134							川	崎	市	政	令	市		
35				石	巻	市	4	条	2	項	85			志	木	市	限	特	135							平	塚	市	4	条	1	項	
36	秋	田	県	秋	田	県	都	道	府	県	86			東	松	山	市	限	特	136							藤	沢	市	4	条	1	項
37				秋	田	市	4	条	1	項	87	千	葉	県	千	葉	県	都	道	府	県	137				横	須	賀	市	4	条	1	項
38				横	手	市	4	条	2	項	88				千	葉	市	政	令	市	138				鎌	倉	市	4	条	2	項		
39	山	形	県	山	形	県	都	道	府	県	89				市	川	市	4	条	1	項	139				小	田	原	市	4	条	2	項
40				山	形	市	4	条	2	項	90				船	橋	市	4	条	1	項	140				茅	ヶ	崎	市	4	条	2	項
41				鶴	岡	市	限	特	91					松	戸	市	4	条	1	項	141				秦	野	市	4	条	2	項		
42				天	童	市	限	特	92					柏		市	4	条	1	項	142				厚	木	市	4	条	2	項		
43	福	島	県	福	島	県	都	道	府	県	93				市	原	市	4	条	1	項	143				大	和	市	4	条	2	項	
44				い	わ	き	市	4	条	1	項	94				佐	倉	市	4	条	2	項	144	新	潟	県	新	潟	県	都	道	府	県
45				福	島	市	4	条	1	項	95				浦	安	市	4	条	2	項	145				新	潟	市	政	令	市		
46				会	津	若	松	市	限	特	96				八	千	代	市	4	条	2	項	146				長	岡	市	4	条	1	項
47				須	賀	川	市	限	特	97				我	孫	子	市	4	条	2	項	147				新	発	田	市	4	条	2	項
48	茨	城	県	茨	城	県	都	道	府	県	98				四	街	道	市	限	特	148				上	越	市	4	条	2	項		
49				つ	く	ば	市	4	条	2	項	99				野	田	市	限	特	149	富	山	県	富	山	県	都	道	府	県		
50				古	河	市	4	条	2	項	100				君	津	市	限	特	150				富	山	市	4	条	1	項			



# 建築行政共用データベースシステム 連絡協議会会員一覧

平成25年4月1日現在

特定行政庁																								
No	区	域	機	関	名	区	分	No	区	域	機	関	名	区	分	No	区	域	機	関	名	区	分	
151	石川	県	石川	県	都道府	県	201	三重	県	四日市	市	4条1項	251	島根	県	出雲	市	4条2項						
152			加賀	市	限	特	202			津	市	4条1項	252			大田	市	限	特					
153			能美	市	限	特	203			桑名	市	4条2項	253			益田	市	限	特					
154	福井	県	福井	県	都道府	県	204			松阪	市	4条2項	254			雲南	市	限	特					
155			福井	市	4条1項		205			鈴鹿	市	4条2項	255			浜田	市	限	特					
156	山梨	県	山梨	県	都道府	県	206			名張	市	限	特	256	岡山	県	岡山	県	都道府	県				
157			甲府	市	4条2項		207	滋賀	県	滋賀	県	都道府	県	257			倉敷	市	4条1項					
158			富士吉田	市	限	特	208			大津	市	4条1項	258			津山	市	4条2項						
159	長野	県	長野	市	4条1項		209			守山	市	4条2項	259			玉野	市	4条2項						
160			松本	市	4条2項		210			東近江	市	4条2項	260			総社	市	4条2項						
161			諏訪	市	限	特	211			草津	市	4条2項	261			新見	市	4条2項						
162			塩尻	市	限	特	212			近江八幡	市	4条2項	262			笠岡	市	4条2項						
163	岐阜	県	岐阜	県	都道府	県	213			長浜	市	4条2項	263	広島	県	広島	県	都道府	県					
164			岐阜	市	4条1項		214			彦根	市	4条2項	264			広島	市	政令	市					
165			大垣	市	4条2項		215	京都	府	京都	府	都道府	県	265			福山	市	4条1項					
166			各務原	市	4条2項		216			京都	市	政令	市	266			廿日市	市	4条2項					
167			可児	市	限	特	217			宇治	市	4条2項	267			呉	市	4条2項						
168	静岡	県	静岡	県	都道府	県	218	大阪	府	大阪	府	都道府	県	268			三次	市	限	特				
169			静岡	市	政令	市	219			大阪	市	政令	市	269	山口	県	山口	県	都道府	県				
170			浜松	市	政令	市	220			堺	市	政令	市	270			周南	市	4条2項					
171			沼津	市	4条2項		221			吹田	市	4条1項	271			宇部	市	4条2項						
172			富士宮	市	4条2項		222			東大阪	市	4条1項	272			山口	市	4条2項						
173			富士	市	4条2項		223			茨木	市	4条1項	273			萩	市	4条2項						
174			焼津	市	4条2項		224			豊中	市	4条1項	274			防府	市	4条2項						
175			島田	市	限	特	225			枚方	市	4条1項	275			岩国	市	限	特					
176			袋井	市	限	特	226			高槻	市	4条1項	276			長門	市	限	特					
177			御殿場	市	限	特	227			羽曳野	市	4条2項	277	徳島	県	徳島	県	都道府	県					
178			伊東	市	限	特	228			和泉	市	4条2項	278	香川	県	香川	県	都道府	県					
179			磐田	市	限	特	229			寝屋川	市	4条2項	279			高松	市	4条1項						
180			三島	市	限	特	230			岸和田	市	4条2項	280	愛媛	県	愛媛	県	都道府	県					
181			藤枝	市	限	特	231			門真	市	4条2項	281			松山	市	4条1項						
182	愛知	県	愛知	県	都道府	県	232	兵庫	県	兵庫	県	都道府	県	282			新居浜	市	4条2項					
183			名古屋	市	政令	市	233			神戸	市	政令	市	283			西条	市	4条2項					
184			豊田	市	4条1項		234			姫路	市	4条1項	284			今治	市	4条2項						
185			豊橋	市	4条1項		235			明石	市	4条1項	285			宇和島	市	限	特					
186			岡崎	市	4条1項		236			高砂	市	4条2項	286	高知	県	高知	県	都道府	県					
187			一宮	市	4条1項		237			川西	市	4条2項	287			高知	市	4条1項						
188			春日井	市	4条1項		238			芦屋	市	4条2項	288	福岡	県	福岡	県	都道府	県					
189			小牧	市	限	特	239	奈良	県	奈良	県	都道府	県	289			北九州	市	政令	市				
190			大府	市	限	特	240			奈良	市	4条1項	290			福岡	市	政令	市					
191			稲沢	市	限	特	241			橿原	市	4条2項	291			久留米	市	4条1項						
192			江南	市	限	特	242			生駒	市	4条2項	292			大牟田	市	4条2項						
193			西尾	市	限	特	243	和歌山	県	和歌山	県	都道府	県	293	佐賀	県	佐賀	県	都道府	県				
194			安城	市	限	特	244			和歌山	市	4条1項	294			佐賀	市	4条2項						
195			刈谷	市	限	特	245	鳥取	県	鳥取	県	都道府	県	295	長崎	県	長崎	県	都道府	県				
196			豊川	市	限	特	246			鳥取	市	4条2項	296			佐世保	市	4条1項						
197			半田	市	限	特	247			米子	市	4条2項	297			長崎	市	4条1項						
198			瀬戸	市	限	特	248			倉吉	市	4条2項	298			島原	市	限	特					
199			東海	市	限	特	249	島根	県	島根	県	都道府	県	299			平戸	市	限	特				
200	三重	県	三重	県	都道府	県	250			松江	市	4条2項	300	熊本	県	熊本	県	都道府	県					



# 建築行政共用データベースシステム 連絡協議会会員一覧

平成25年4月1日現在

				特定行政庁以外
No	区	域	区 分	機 関 名
1	北 海 道	知 事	指 定	財団法人函館市住宅都市施設公社
2		知 事	指 定	住宅アイアンドアイサービス株式会社
3		知 事	指 定	株式会社札幌工業検査
4	青 森 県	知 事	指 定	株式会社建築住宅センター
5	岩 手 県	知 事	指 定	財団法人岩手県建築住宅センター
6	宮 城 県	知 事	指 定	株式会社東北建築センター
7		知 事	指 定	株式会社仙台都市整備センター
8	山 形 県	知 事	指 定	株式会社山形県建築サポートセンター
9	茨 城 県	地 整	指 定	株式会社EMI確認検査機構
10		知 事	指 定	株式会社安心確認検査機構
11		知 事	指 定	財団法人茨城県建築センター
12	栃 木 県	知 事	指 定	公益財団法人とちぎ建設技術センター
13	群 馬 県	知 事	指 定	公益財団法人群馬県建設技術センター
14	埼 玉 県	地 整	指 定	一般財団法人さいたま住宅検査センター
15		知 事	指 定	株式会社埼玉建築確認検査機構
16	千 葉 県	地 整	指 定	株式会社ガイア
17		地 整	指 定	日本確認センター株式会社
18		知 事	指 定	株式会社千葉県建築住宅センター
19	東 京 都	大 臣	指 定	日本建築検査協会株式会社
20		大 臣	指 定	一般財団法人住宅金融普及協会
21		大 臣	指 定	日本ERI株式会社
22		大 臣	指 定	一般財団法人日本建築設備・昇降機センター
23		大 臣	指 定	一般財団法人日本建築センター
24		大 臣	指 定	株式会社グッド・アイズ建築検査機構
25		大 臣	指 定	株式会社住宅性能評価センター
26		大 臣	指 定	ハウスプラス確認検査株式会社
27		大 臣	指 定	一般財団法人ベターリビング
28		大 臣	指 定	SBIアーキクオリティ株式会社
29		大 臣	指 定	株式会社都市居住評価センター
30		地 整	指 定	株式会社高良GUT
31		地 整	指 定	株式会社東京建築検査機構
32		地 整	指 定	ユーディーアイ確認検査株式会社
33		地 整	指 定	株式会社ビルディングナビゲーション確認評価機構
34		地 整	指 定	一般社団法人日本住宅性能評価機構
35		知 事	指 定	公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター
36	神 奈 川 県	大 臣	指 定	株式会社東日本住宅評価センター
37		大 臣	指 定	富士建築センター株式会社
38		大 臣	指 定	SGSジャパン株式会社
39		大 臣	指 定	ビューローペリタスジャパン株式会社
40		地 整	指 定	株式会社神奈川建築確認検査機関
41		知 事	指 定	財団法人神奈川県建築安全協会
42		知 事	指 定	株式会社湘南建築センター
43	新 潟 県	知 事	指 定	株式会社新潟建築確認検査機構
44		知 事	指 定	一般財団法人にいがた住宅センター
45	富 山 県	知 事	指 定	一般財団法人富山県建築住宅センター
46	石 川 県	知 事	指 定	財団法人石川県建築住宅総合センター
47	福 井 県	知 事	指 定	一般財団法人福井県建築住宅センター
48	山 梨 県	知 事	指 定	公益社団法人山梨県建設技術センター
49		知 事	指 定	株式会社YKS確認検査機構
50	長 野 県	知 事	指 定	一般財団法人長野県建築住宅センター

# 建築行政共用データベースシステム 連絡協議会会員一覧

平成25年4月1日現在

特定行政庁以外			
No	区	域	機 関 名
51	静 岡 県	知 事 指 定	一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター
52	愛 知 県	知 事 指 定	財団法人愛知県建築住宅センター
53	三 重 県	知 事 指 定	公益財団法人三重県建設技術センター
54	滋 賀 県	地 整 指 定	株式会社確認検査機構アネックス
55		知 事 指 定	一般財団法人滋賀県建築住宅センター
56	京 都 府	地 整 指 定	株式会社京都確認検査機構
57		地 整 指 定	株式会社I-PEC
58	大 阪 府	大 臣 指 定	一般財団法人日本建築総合試験所
59		大 臣 指 定	株式会社確認検査機構トラスト
60		大 臣 指 定	株式会社西日本住宅評価センター
61		地 整 指 定	建築検査機構株式会社
62		地 整 指 定	アール・イー・ジャパン株式会社
63		地 整 指 定	関西住宅品質保証株式会社
64		地 整 指 定	株式会社日本確認検査センター
65		地 整 指 定	株式会社オーネックス
66		地 整 指 定	株式会社近畿建築確認検査機構
67		知 事 指 定	一般財団法人大阪建築防災センター
68	兵 庫 県	地 整 指 定	株式会社阪確サポート
69		地 整 指 定	株式会社ジェイネット
70		地 整 指 定	株式会社近畿確認検査センター
71		知 事 指 定	株式会社兵庫確認検査機構
72	広 島 県	大 臣 指 定	株式会社ジェイ・イー・サポート
73		地 整 指 定	ハウスプラス中国住宅保証株式会社
74		知 事 指 定	株式会社広島建築住宅センター
75	高 知 県	知 事 指 定	公益社団法人高知県建設技術公社
76	福 岡 県	地 整 指 定	九州住宅保証株式会社
77		知 事 指 定	一般財団法人福岡県建築住宅センター
78	佐 賀 県	知 事 指 定	財団法人佐賀県土木建築技術協会
79	熊 本 県	知 事 指 定	財団法人熊本県建築住宅センター
80	大 分 県	知 事 指 定	財団法人大分県建築住宅センター
81	鹿 児 島 県	知 事 指 定	財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
82	沖 縄 県	知 事 指 定	財団法人沖縄県建設技術センター
83	北 海 道	事 務 所 協 会	一般社団法人北海道建築士事務所協会
84		国	北海道開発局
85	青 森 県	建 築 士 会	一般社団法人青森県建築士会
86		事 務 所 協 会	一般社団法人青森県建築士事務所協会
87	宮 城 県	国	東北地方整備局
88	秋 田 県	事 務 所 協 会	一般社団法人秋田県建築士事務所協会
89	福 島 県	建 築 士 会	社団法人福島県建築士会
90		事 務 所 協 会	一般社団法人福島県建築士事務所協会
91	茨 城 県	建 築 士 会	一般社団法人茨城県建築士会
92	栃 木 県	建 築 士 会	一般社団法人栃木県建築士会
93	群 馬 県	建 築 士 会	一般社団法人群馬建築士会
94		事 務 所 協 会	一般社団法人群馬県建築士事務所協会
95	埼 玉 県	建 築 士 会	社団法人埼玉建築士会
96		事 務 所 協 会	一般社団法人埼玉県建築士事務所協会
97		国	関東地方整備局
98	東 京 都	建 築 士 会	公益社団法人日本建築士会連合会
99		建 築 士 会	一般社団法人東京建築士会
100		事 務 所 協 会	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会

# 建築行政共用データベースシステム 連絡協議会会員一覧

平成25年4月1日現在

特定行政庁以外		
No	区 域 区 分	機 関 名
101	東京都 事務所協会	一般社団法人東京都建築士事務所協会
102	国	国土交通省住宅局建築指導課
103	神奈川県 建築士会	一般社団法人神奈川県建築士会
104	事務所協会	一般社団法人神奈川県建築士事務所協会
105	新潟県 建築士会	一般社団法人新潟県建築士会
106	国	北陸地方整備局
107	富山県 建築士会	公益社団法人富山県建築士会
108	事務所協会	一般社団法人富山県建築士事務所協会
109	長野県 建築士会	一般社団法人長野県建築士会
110	事務所協会	一般社団法人長野県建築士事務所協会
111	静岡県 事務所協会	一般社団法人静岡県建築士事務所協会
112	愛知県 事務所協会	公益社団法人愛知県建築士事務所協会
113	国	中部地方整備局
114	滋賀県 事務所協会	一般社団法人滋賀県建築士事務所協会
115	大阪府 建築士会	公益社団法人大阪府建築士会
116	国	近畿地方整備局
117	兵庫県 事務所協会	一般社団法人兵庫県建築士事務所協会
118	奈良県 事務所協会	社団法人奈良県建築士事務所協会
119	岡山県 建築士会	一般社団法人岡山県建築士会
120	広島県 建築士会	公益社団法人広島県建築士会
121	国	中国地方整備局
122	香川県 事務所協会	一般社団法人香川県建築士事務所協会
123	国	四国地方整備局
124	福岡県 事務所協会	社団法人福岡県建築士事務所協会
125	国	九州地方整備局
126	佐賀県 事務所協会	一般社団法人佐賀県建築士事務所協会
127	長崎県 事務所協会	一般社団法人長崎県建築士事務所協会
128	大分県 事務所協会	一般社団法人大分県建築士事務所協会
129	鹿児島県 事務所協会	社団法人鹿児島県建築士事務所協会
130	沖縄県 国	沖縄総合事務局
131	東京都 その他	一般財団法人日本建築防災協会
132		
133		
134		
135		
136		
137		
138		
139		
140		
141		
142		
143		
144		
145		
146		
147		
148		
149		
150		



**建築行政共用データベースシステム連絡協議会総会  
配付資料に関するお問い合わせ**

建築行政共用データベースシステム連絡協議会事務局  
(一般財団法人建築行政情報センター) 担当:久保  
TEL03-5225-7706 mail dbkyougikai@icba.or.jp

**建築行政共用データベースシステム  
利用料、利用手続等に関するお問い合わせ**

一般財団法人建築行政情報センター  
◎北海道開発局、東北・関東各地方整備局管内  
TEL 03-5225-7706 mail meguro@icba.or.jp 担当:目黒(めぐろ)  
◎中部・北陸・近畿・中国・四国・九州各地方整備局、沖縄総合事務局管内  
TEL 03-5225-7703 mail shouno@icba.or.jp 担当:荘野(しょうの)

